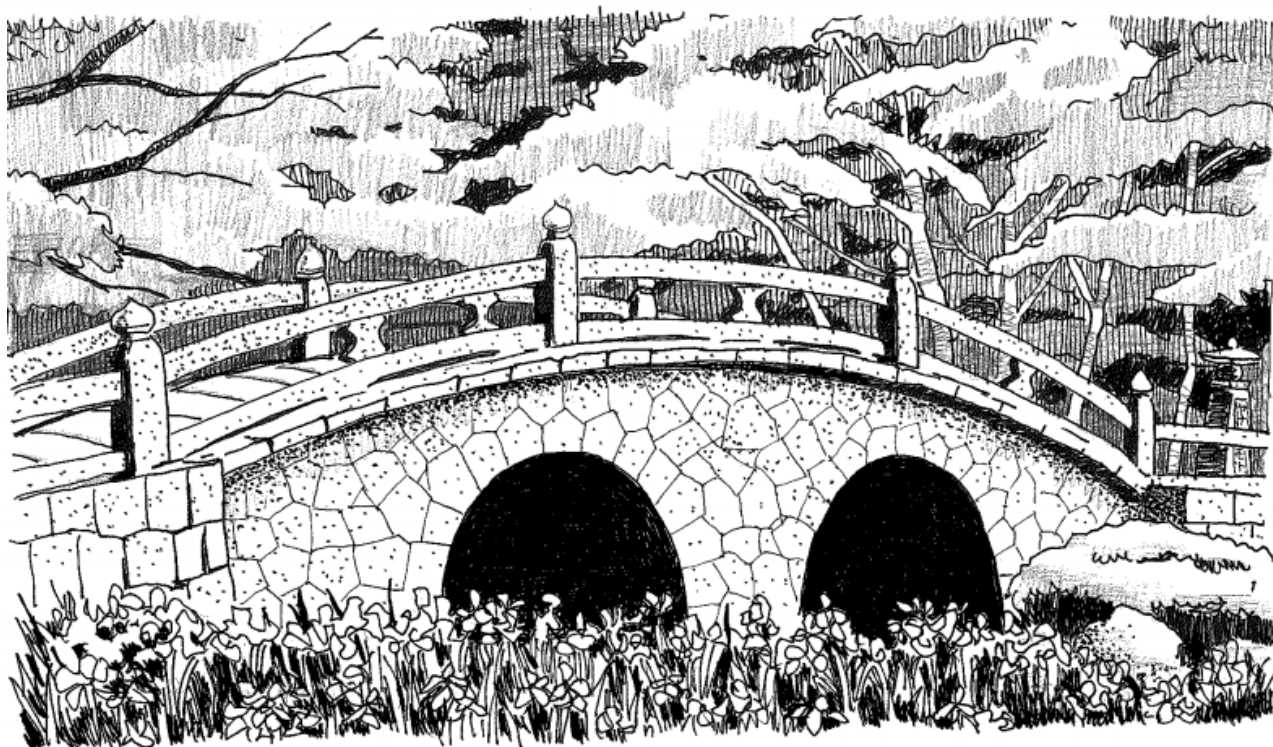


令和3年8月27日開催
第12回かさおかハートフル
社会福祉大会 関連資料

令和3年版

かさおかのふくし



笠岡市社会福祉事務所 69-2133
笠岡市社会福祉協議会 62-3507

目 次

1組織図及び名簿	4
(1) 笠岡市健康福祉部及びこども部並びに笠岡市社会福祉事務所組織図	
(2) 笠岡市社会福祉協議会組織	
(3) 笠岡市社会福祉協議会評議員・理事・監事名簿	
(4) 笠岡市社会福祉協議会支部長名簿	
(5) 笠岡市民生委員児童委員協議会名簿	
(6) 笠岡市老人クラブ連合会役員名簿	
2社協会費及び寄付金	15
(社会福祉協議会)	
(1) 会員・会費及び寄付金	
3地域福祉活動の推進	16
(社会福祉協議会)	
(1) 社協支部・福祉委員の活動の充実	
(2) ふれあい・いきいきサロン	
(3) 相談事業	
(4) 福祉教育の推進	
(5) ボランティアの養成・支援	
(6) 老人福祉事業及び在宅福祉サービスの充実	
4児童福祉及び青少年健全育成	19
(笠岡市)	
(1) 保育所・認定こども園	
(2) 家庭児童相談室	
(3) 助産施設	
(4) 母子生活支援施設	
(5) 児童厚生施設	
(6) 放課後児童クラブ	
(7) 地域子育て支援拠点事業	
(8) 保育支援サービス	
(9) 児童扶養手当	
(10) 母子寡婦福祉事業関係	
(11) 子育て支援コンシェルジュ	
(12) 子どものショートステイ事業	
(13) 要保護児童対策事業関係	
(14) 母子保健事業	

5健康増進・保健事業	30
(笠岡市)	
(1) 地域保健の現状と重点目標	
(2) 健康増進事業の概要	
(3) 診療施設の概要	
6生活保護制度	35
(笠岡市)	
(1) 生活保護法抜粋	
(2) 保護の種類	
(3) 保護施設の種類	
(4) 生活保護世帯等	
7共同募金・日赤	39
(社会福祉協議会)	
(1) 「赤い羽根」共同募金運動の推進	
(2) 歳末たすけあい運動の推進	
(笠岡市)	
(1) 赤十字会員増強運動年次経過	
8老人福祉	40
(社会福祉協議会)	
(1) 地域包括支援センター	
(2) 敬老会への補助	
(3) 笠岡市老人クラブ連合会への助成	
(4) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	
(5) 高齢者生きがい活動推進通所事業	
(6) 健康長寿愛らんど事業	
(7) 居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営	
(笠岡市)	
(1) 介護保険	
(2) 老人福祉	
9障がい者福祉	52
(社会福祉協議会)	
(1) 障がい者福祉関係の補助・助成	
(笠岡市)	
(1) 身体障がい者福祉	
(2) 知的障がい者福祉	
(3) 精神障がい者福祉	
(4) 障がい福祉サービス	
(5) 障がい児通所支援等	

10災害見舞,資金貸付,法外援助…………… 61

(社会福祉協議会)

- (1) 緊急援護資金貸付金
- (2) 生活福祉資金貸付
- (3) 災害見舞金の給付
- (4) 入学支度資金貸付事業

(笠岡市)

- (1) 災害見舞,資金貸付,法外援護

11その他…………… 63

(社会福祉協議会)

- (1) かさおか権利擁護センター
- (2) 老人福祉センター
- (3) 保健センター

(笠岡市)

- (1) 笠岡市福祉基金助成事業一覧

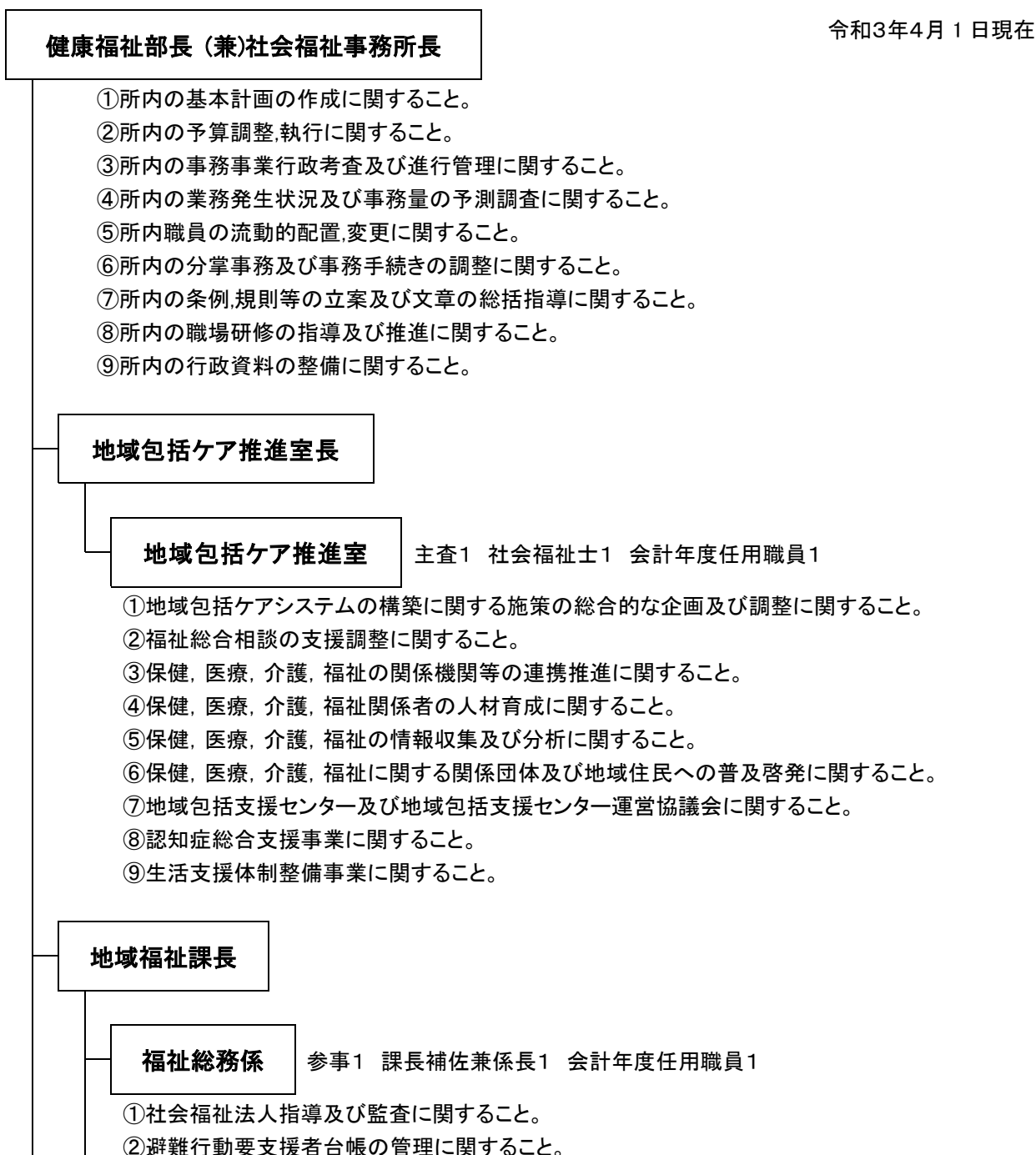
資 料…………… 68

令和2年度 笠岡市社会福祉協議会活動集計表
かさおか権利擁護センター パンフレット
笠岡市福祉ボランティア団体紹介
笠岡市施設一覧表
笠岡市統計資料

1 組織図及び名簿

(1) 笠岡市健康福祉部及びこども部並びに笠岡市社会福祉事務所組織図

笠岡市健康福祉部は、笠岡市行政組織条例及び同規則に基づき、地域包括ケア推進室、地域福祉課、長寿支援課、健康推進課（他に恵風荘、病院建設推進室、新型コロナウイルスワクチン対策室があります。）で構成されています。また笠岡市こども部は、笠岡市行政組織条例及び同規則に基づき、子育て支援課、こども育成課で構成されています。その中で、笠岡市社会福祉事務所は健康福祉部及びこども部内に設置され、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護育成又は更正の措置その他特に市長が命じた社会福祉に関する事務をつかさどる行政機関です。



- ③民生委員児童委員に関すること。
- ④戦傷病者、戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること。
- ⑤災害見舞金、災害援護及び被災者生活再建に関すること。
- ⑥福祉諸団体補助金に関すること。
- ⑦日本赤十字社事務に関すること。
- ⑧保護司会及び更生保護女性会に関すること。
- ⑨り災証明等に関すること。
- ⑩地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- ⑪社会福祉統計及び諸報告に関すること。
- ⑫公印の管理に関すること。
- ⑬課の庶務に関すること。

障がい福祉係

係長1 主任主事1 主事2 精神保健福祉士1 社会福祉士1
手話通訳者(嘱託)1 嘱託1 会計年度任用職員3

- ①身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者総合支援法に関すること。
- ②障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の策定及び推進に関すること。
- ③障がい者の差別解消に関すること。
- ④特別障害者手当等に関すること。
- ⑤精神障害者支援センターに関すること。
- ⑥笠岡市児童福祉年金に関すること。
- ⑦福祉基金助成事業に関すること。
- ⑧児童福祉法による支援費等の給付に関すること。
- ⑨特別児童扶養手当に関すること。
- ⑩障がい福祉団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
- ⑪障がい者の一般就労支援に関すること。
- ⑫障がい者虐待防止に関すること。

生活福祉課長

課長補佐2 主事1 社会福祉士2 就労支援員(嘱託)2 会計年度任用職員1
相談支援員(嘱託)3

- ①生活保護法に関すること。
- ②法外援護に関すること。
- ③行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- ④生活困窮者の自立支援に関すること。

長寿支援課長

介護保険係

課長補佐(兼)係長1 主任主事2 主事補1 理学療法士1
会計年度任用職員7 嘱託職員9

- ①介護保険法に関すること。
- ②介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- ③介護保険事業に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- ④介護保険被保険者の資格管理に関すること。
- ⑤介護保険給付に関すること。
- ⑥介護認定等に関すること。

- ⑦社会福祉法人及び利用者の負担金減免等に関する事。
- ⑧高額介護(合算)サービス費等の支給及び貸付に関する事。
- ⑨第三者行為請求事務に関する事。
- ⑩介護保険運営協議会に関する事。
- ⑪介護相談員業務に関する事。
- ⑫高齢者等住宅改造費補助金に関する事。
- ⑬地域支援事業に関する事。
- ⑭地域包括支援センターの運営に関する事。
- ⑮介護保険に係る不服審査等に関する事。

介護事業者指導係

係長1 主任主事1

- ①介護保険施設等の指導監査に関する事。
- ②居宅介護支援事業者の指定事務、指導監督及び連絡調整に関する事。
- ③地域密着型サービス事業者の指定事務、指導監督及び連絡調整に関する事。
- ④基準該当サービス事業者の登録等、指導監督及び連絡調整に関する事。
- ⑤離島等相当サービス事業者の登録等、指導監督及び連絡調整に関する事。
- ⑥介護予防・日常生活支援総合事業(指定事業者)の指定事務及び指導監督に関する事。
- ⑦介護給付適正化に関する事。

高齢福祉係

係長1 主事1 主事補1 社会福祉士1

- ①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関する事。
- ②高齢者福祉推進計画の策定及び推進に関する事。
- ③高齢者の福祉に関する施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- ④高齢者の社会福祉施設等の設置、廃止及び管理に関する事。
- ⑤高齢者の在宅福祉支援事業に関する事。
- ⑥敬老事業に関する事。
- ⑦高齢者の社会福祉施設への措置に関する事。
- ⑧老人福祉センターに関する事。
- ⑨市民後見人事業に関する事。
- ⑩高齢者虐待防止に関する事。

健康推進課長

健康推進係

参事(兼)1 課長補佐1 係長1 主査1 主事補1 保健師9 管理栄養士1
非常勤看護師5 嘱託看護師1 嘱託保健師1 非常勤栄養士1
会計年度任用職員3

- ①保健施策の企画及び推進に関する事。
- ②保健師及び栄養士活動の総合調整に関する事。
- ③保健ボランティア及び地域保健活動の推進に関する事。
- ④地域医療の調整に関する事。
- ⑤診療施設に関する事。
- ⑥医療機関との連絡に関する事。
- ⑦健康増進の計画の策定及び推進に関する事。

- ⑧成人の栄養改善に関する事。
- ⑨生活習慣病予防に関する事。
- ⑩歯科保健に関する事。
- ⑪こころの健康に関する事。
- ⑫感染症及び健康危機管理に関する事。
- ⑬保健センターに関する事。
- ⑭食育の推進に関する事。
- ⑮献血推進に関する事。

診療所

こども部長

子育て支援課長

子育て支援係

課長補佐兼係長1 主任主事1 母子父子自立支援員(嘱託)1
コンシェルジュ(嘱託)1 アドバイザー(嘱託)1 アドバイザー(臨時)1
会計年度任用職員1

- ①児童の保健福祉施策の企画及び推進に関すること
- ②児童福祉法に関すること
- ③次世代育成支援対策推進法に関すること
- ④母親クラブの育成に関すること
- ⑤母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること
- ⑥ファミリーサポートセンター事業に関すること
- ⑦児童扶養手当に関すること
- ⑧市遺児激励金及び遺児年金に関すること
- ⑨放課後児童クラブに関すること

すこやか親子係

主幹1 係長1 保健師1 社会福祉士1 主任主事1 保健師(非常勤)2
准看護師(非常勤)1 臨床心理士(嘱託)1 要保護児童相談員(嘱託)1
要保護児童相談員(臨時)1 家庭相談員(嘱託)1 会計年度任用職員1

- ①要保護児童対策に関すること。
- ②家庭児童相談に関すること。
- ③母子保健に関すること。
- ④予防接種に関すること。
- ⑤子どもの食育推進に関すること。

子育て世代包括支援センター

センター長(兼務)1 主幹(兼務)1 係長1
保健師(兼務)1 保健師(嘱託)2

- ①妊娠・出産及び育児に関する情報提供・相談支援に関すること。
- ②支援のためのプラン作成・評価に関すること。
- ③保健・医療及び福祉等の関係機関との連絡調整・ネットワークづくりに関すること。

こども育成課長

こども育成係

課長補佐兼係長1 主幹兼指導主事(幼稚園教諭)1 主査(栄養士)1 主事1
主事補1 保育士2 保育士(嘱託)1・(臨時)2 嘱託事務員1
会計年度任用職員1

- ①就学前児童の教育及び保育の施策の推進に関すること。
- ②保育所及び幼稚園の保育料に関すること。
- ③市立の保育所及び幼稚園の運営、施設の管理及び保全に関すること。
- ④私立の就学前教育保育施設等の監査及び指導助言に関すること。
- ⑤幼保一体化の推進に関すること。

保育所(5園)

所長5 主任保育士2 保育士14 臨時保育士9 非常勤保育士13
技師(調理員)9 嘱託調理員2

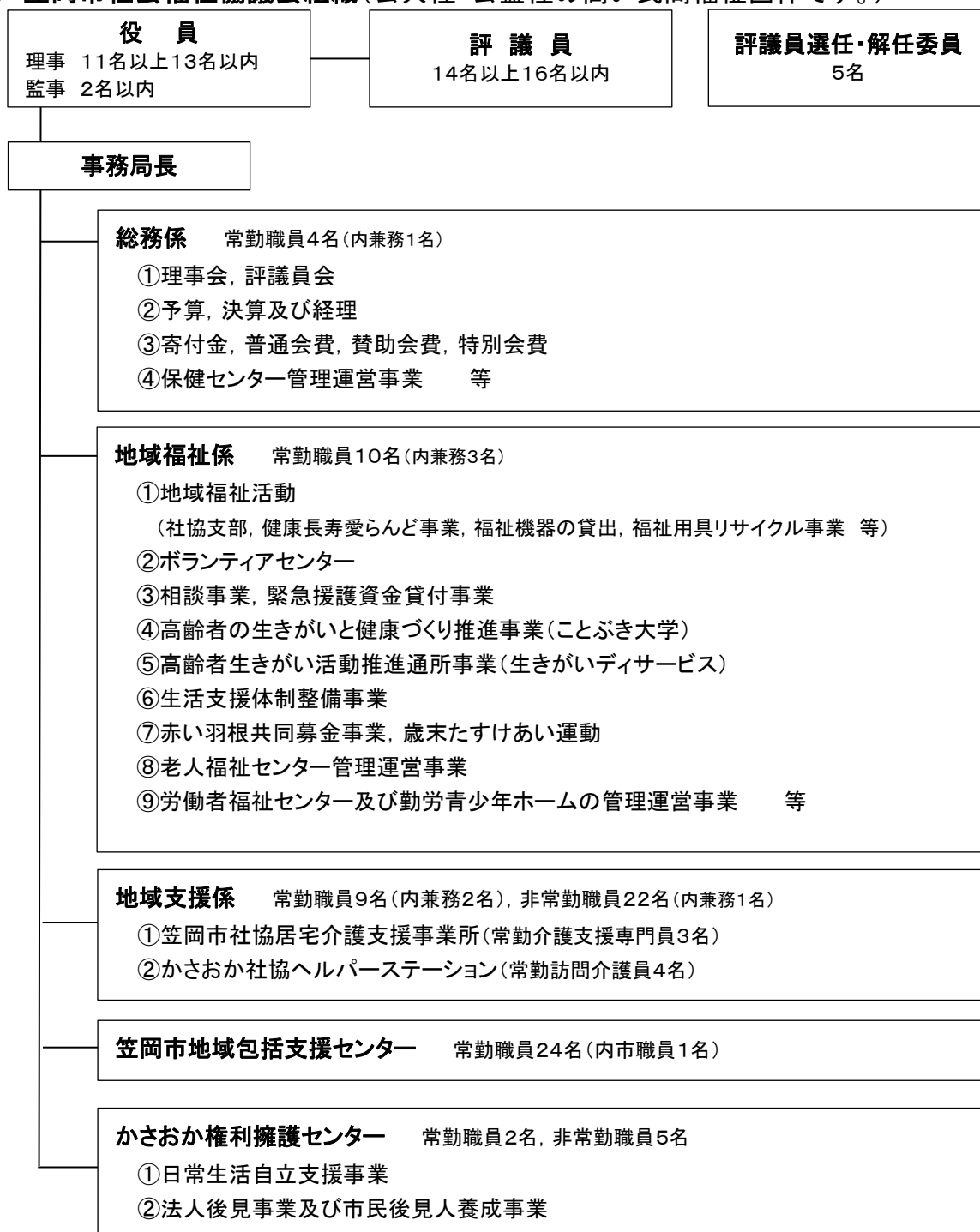
- ①児童福祉法に関する事
- ②保育所の保育指導に関する事

認定こども園(1園)

園長1 教頭1 主幹教諭1 保育教諭6 臨時保育教諭3
非常勤保育教諭5 技師(調理員)2 非常勤調理員1

- ①認定こども園法に関する事。
- ②認定こども園の保育教育指導に関する事。

(2) 笠岡市社会福祉協議会組織(公共性・公益性の高い民間福祉団体です。)



常 勤	正規職員	22名
	嘱託職員	24名
	合 計	46名

非 常 勤	登録ヘルパー	14名
	同行援護	7名
	日援支援員	5名
	事務	1名
	合 計	27名

(3) 笠岡市社会福祉協議会評議員・理事・監事名簿(令和3年7月1日)

○評議員名簿

	氏 名	備 考
1	濱 田 仁 海	笠岡市民生委員児童委員協議会
2	円 慶 江	笠岡市社会福祉協議会大井支部
3	野 村 泉	笠岡市手をつなぐ親の会
4	藤 井 保 之	笠岡地区保護司会
5	高 木 千 代 子	笠岡地区更生保護女性会
6	伊 藤 映 子	笠岡市愛育委員協議会
7	天 野 喜 代 美	笠岡市婦人協議会
8	山 本 昭 夫	笠岡市公民館協議会
9	宇 根 山 肇	笠岡市老人クラブ連合会
10	中 井 澄 子	社会福祉法人新生寿会
11	中 山 直 明	特定非営利活動法人すみれ会
12	山 名 照 知	笠岡市保育協議会
13	木 野 山 眞 吾	一般社団法人笠岡医師会
14	田 野 利 昭	笠岡市校園長会
15	妹 尾 勇 司	笠岡市役所

※任期 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

○理事名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	天 野 美 彦	学識経験者
2	副会長	高 橋 昌 文	民生委員児童委員協議会
3	副会長	杉 野 寧	学識経験者
4	常務理事	宮 岡 省 二	笠岡市社会福祉協議会事務局長
5	理 事	大 嶋 元 義	笠岡市行政協力委員長協議会
6	理 事	浅 野 正 明	民生委員児童委員協議会
7	理 事	井 上 晴 美	民生委員児童委員協議会
8	理 事	猪 木 篤 弘	笠岡医師会
9	理 事	小 寺 隆 雄	社会福祉協議会支部
10	理 事	伊 藤 俊 介	社福)天神会
11	理 事	三 谷 幸 男	社福)サンフェニックス
12	理 事	橋 本 晴 美	笠岡市ボランティア連絡協議会
13	理 事	清 水 輝 一	笠岡市社会福祉事務所

※任期 令和2年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

○監事名簿

	氏 名	備 考
1	西 江 敬 一	社会福祉事業に学識経験を有する者
2	江 原 和 之	財務諸表等を監査し得る者

(4) 笠岡市社会福祉協議会支部長名簿

支部名	支部長名
笠岡東	本保 泉
笠 岡	清水 征美
金浦	筒井 清人
城見	松浦 喜孝
陶山	瀬戸 信吉
大井	円 慶江
吉田	石田 逸馬
新山	高木 千代子
北川	藤原 真佐子
今井	小寺 隆雄

支部名	支部長名
大島	原田 毅
横江・美の浜	西島 朗
神内	井口 和光
神外	藪田 宏治
高島	河田 達夫
飛島	山河 菊野
白石島	天野 香代子
北木島	河田 英輔
真鍋島	前田 智勉
六島	三宅 忠信

(5) 笠岡市民生委員児童委員協議会名簿(令和3年4月1日)

会 長 高 橋 昌 文

副会長 浅 野 正 明

副会長 数 口 悦 子

監 事 西 江 敬 一

監 事 濱 田 仁 海

(市内 16 地区 160 人)

地区名	会 長	電話番号	副会長	電話番号
笠岡	前田 秀子	63-6039	浅岡 憲之 木村 みつこ	60-0755 63-6356
中央	藤澤 齊	63-6871	石田 美恵子	090-3373-8699
金浦	筒井 清人	66 - 4461	内尾 京子	66 - 2906
城見	松浦 喜孝	66 - 0309	原田 道恵	66 - 3977
陶山	西江 敬一	66 - 2132	瀬戸 信吉	66 - 2057
大井	守屋 重信	63 - 4881	内海 弘之	63 - 0372
吉田	徳山 政士	65 - 2444	佐藤 澄江	65-2512
新山	濱田 仁海	65 - 3254	佐内 繁文	65-2616
北川	高橋 昌文	65 - 0118	塩田 賢三	65-1951
今井	小川 順子	62 - 5577	小寺 弘子	62-3211
大島	浅野 正明	67 - 1393	尾崎 和枝	67 - 3331
神内	井上 晴美	67-1417	湯場 勢津子	67-6985
神外	小西 徹	67 - 2020	藪田 宏治	67 - 4930
白石	山本 榮則	68 - 3206	天野 香代子	68 - 3021
北木	天野 朝光	68-2729	天野 智子	68-2019
真鍋	数口 悦子	68 - 3648	三宅 忠信	68 - 4372

(6) 笠岡市老人クラブ連合会役員名簿

任期 令和元年 5 月 22 日～令和 3 年 5 月 31 日

	役職名	地区	氏名	単位クラブ数
1	会長	神島	宇根山 肇	6
2	副会長	北木	天野 秀範	3
3	副会長	大井	鏡山 輝雄	4
4	副会長	大島	高田 省一郎	11
5	副会長	横江・美の浜	金本 久美恵	
6	理事	笠岡	原田 治夫	4
7	理事	今井	仁科 智之	5
8	理事	金浦	清水 恭道	3
9	理事	城見	福武 諄	3
10	理事	陶山	田中 富夫	4
11	理事	吉田	吉岡 哲郎	4
12	理事	新山	佐藤 芳博	4
13	理事	横江・美の浜	難波 勝男	3
14	理事	新横島・緑町	西村 輝子	6
15	理事	神外	平野 勲	3
16	理事	白石	山川 十良	5
17	理事	真鍋	関東 治樹	2
18	監事	大島	原田 洋介	
19	監事	新横島・緑町	藤井 あやえ	
合 計				70

2 社協会費及び寄付金

○ 社会福祉協議会

社会福祉協議会では、地域の方々との協働のもと福祉活動の充実を保健・医療・福祉の関係団体とともに推進していくため、会員制度を導入しています。

(1) 会員・会費及び寄付金

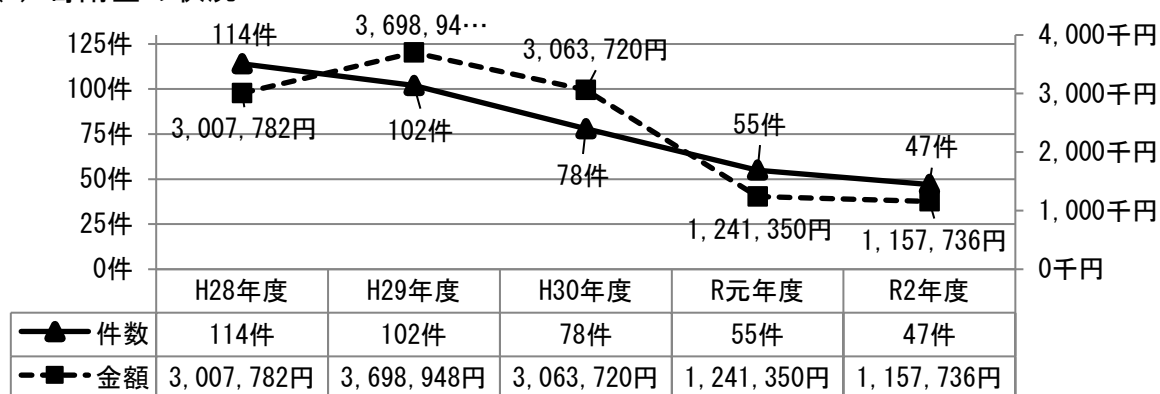
(1) 会費の状況

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
普通会員	13,743 世帯	13,790 世帯	13,289 世帯	13,407 世帯	13,162 世帯
	6,871,100 円	6,895,000 円	6,644,500 円	6,703,500 円	6,581,000 円
賛助会員	572 人	583 人	584 人	589 人	573 人
	638,000 円	626,000 円	628,000 円	636,000 円	615,000 円
特別会員	116 口	114 口	114 口	124 口	126 口
	580,000 円	570,000 円	570,000 円	620,000 円	630,000 円

普通会費支部別(単位:世帯)

支部名	R 元年度	R2 年度	比較	支部名	R 元年度	R2 年度	比較
笠岡東	1,847	1,774	▲73	大 島	1,137	1,114	▲23
笠 岡	1,746	1,677	▲69	横江・美の浜	884	918	▲34
金 浦	1,416	1,358	▲58	神 内	552	550	▲2
城 見	861	857	▲4	神島外	204	200	▲4
陶 山	399	398	▲1	高 島	33	32	▲1
大 井	1,472	1,449	▲23	飛 島	65	63	▲2
吉 田	747	746	▲1	白石島	185	178	▲7
新 山	472	466	▲6	北木島	172	168	▲4
北 川	599	587	▲12	真鍋島	81	89	▲8
今 井	506	509	▲3	六 島	29	29	0
				合 計	13,407	13,162	▲245

(2) 寄附金の状況



3 地域福祉活動の推進

○社会福祉協議会

域福祉活動計画のもと、住民の方や、福祉団体等と協働で福祉のまちづくり実現のため活動を行っています。

(1) 社協支部・福祉委員の活動の充実

おおむね小学校区に 20 の支部を組織し、社協会費を主な財源として、地域福祉活動を行っています。

地域で支援が必要な人の早期発見と、住民ならではの細やかな見守り活動の充実を図るため、福祉委員を組織し、また研修会を行っています。

ア 社協支部ごとの福祉委員配置状況

福祉委員は、各社協支部で設置され、ふれあいサロンをはじめ友愛訪問、見守り活動などの活動を行う中で身近なところでの地域の困りごとを発見し、社協や専門職へつなぐアンテナ役として活動を行っています。

(単位:人)

笠岡東	笠岡	金浦	城見	陶山	大井	吉田
76	84	61	24	42	30	40
新山	北川	今井	大島	横江・美の浜	神内	神外
38	89	27	66	22	21	52
高島	飛島	白石島	北木島	真鍋島	六島	合計
2	7	29	16	13	9	771

(2) ふれあい・いきいきサロン

社協支部で開催されているサロン活動において参加者、ボランティアに対し活動の援助を行うとともに、福祉制度の情報提供や参加高齢者の実態把握のための訪問を行っています。専門職の支援が必要と思われる参加者へは、専門機関と協働し見守り支援体制の整備を図っています。

	R1年度	R2年度
高齢者サロン数	168 箇所	168 箇所
子育てサロン	12 箇所	12 箇所

(3) 相談事業

地域住民の抱える各種の問題について広く相談に応じ、専門機関と連携して相談と援助活動を行っています。

ア 法律相談 毎月 第3金曜日

相談員 小寺弁護士、谷川弁護士

イ 一般相談・ほのぼの相談 月曜日～金曜日

相談員 民生委員地区会長 社協職員 他

	R1 年度	R2年度
法律相談	44 件	41 件
一般相談	211 件	609 件

(4) 福祉教育の推進

福祉意識の向上のため、学校の協力を得て、福祉学習の導入、体験学習などの機会を持ち、福祉に関する意識啓発を行っています。

特に、障がいを持つ当事者を招いての取り組みを希望する場合には、導入から体験、振り返りまでの計画を当事者と一緒に計画して取り組みました。

	学校名等	R1 年度	R2年度
小学校	笠岡(3)、中央(1)、今井(2)、大井(1)、吉田(1)、神内(1)、神島外(1)	16 回	10 回
中学校	笠岡東(2)	5 回	2 回

※括弧内は実施回数

(5) ボランティアの養成・支援(福祉ボランティアについては、資料参照)

市内福祉ボランティア団体の活動促進とボランティア養成に努め、総合ボランティアセンターの機能を利用し、実施しています。

- ア ボランティア入門講座の開催
- イ ボランティアグループの各種行事への参加
- ウ ボランティアグループへの相談援助
- エ ボランティア連絡協議会の開催 毎月1回
- オ 登録グループへの活動費の助成
- カ ボランティア保険など各種保険の加入促進
- キ 個人・団体ボランティアの登録促進

①夏のボランティア体験事業の実施

中学生以上を対象に夏休み期間中に市内の福祉施設やボランティアグループなどでの活動を通して、社会福祉への理解や意識の向上を目的として体験活動を実施しています。

	R1 年度	R2年度
参加人数	267 人	中止
受入先(施設・グループ)	51 箇所	中止

(6) 老人福祉事業及び在宅福祉サービスの充実

○ 老人クラブの育成・支援(役員名簿参照)

社会福祉協議会では高齢者の生きがい活動・健康維持を目的に活動を中心的に行っている市内老人クラブへ助成を行い、活動の活性化のための支援を行っています。

	R1 年度	R2年度
老人クラブ数	78 クラブ	70 クラブ
会員数	3,877 名	3,194 名

※老人クラブ活動 重点目標

- ① 魅力ある老人クラブづくりと会員の加入促進
- ② 地域社会福祉活動への積極的参加と健康づくり・予防活動の事業実施
- ③ 老人クラブ指導者の資質の向上に努める。
- ④ 老人クラブ女性部の活動推進に努め、明るく豊かな地域づくりの促進
- ⑤ 生きがいと健康増進に努め、明るく豊かな地域づくりの促進
- ⑥ 各地区連合会の充実強化

ア 福祉機器の貸出(車いす・チャイルドシート・ジュニアシート)

介護保険(要介護2以上の認定を受けている方)に該当する方を除く在宅介護・福祉教育・旅行等での介助等を行うために利用する車椅子を最大3カ月間貸し出ししています。

平成29年度より国際ソロプチミスト笠岡との共同事業としてチャイルドシート、ジュニアシートの貸出をおこなっています。

イ ふれあいいいききサロン等地域での福祉活動へゲーム器材等の貸出を行っています。

ウ 福祉用具リサイクル事業

市民の善意により提供された、家庭で不用になった福祉用具を、登録制により、必要な方への橋渡しを行っています。福祉用具の情報については、笠岡市社会福祉協議会ホームページ及び社協だよりにて情報提供を行っています。

	R1 年度	R2年度
提供登録数	124 件	141 件
希望登録数	105 件	170 件
成立件数	99 件	158 件

・リサイクル品一覧

	品目
児童関係	チャイルドシート・ジュニアシート・ベビーカー・ベビーチェア 等
高齢者関係	車いす・ポータブルトイレ・シャワーチェア・電動ベッド・紙パンツ・紙おしめ 等

エ 在宅介護者リフレッシュ事業

在宅で介護されている介護者がお互いに交流できる場を設け、介護者の身体的・精神的な負担を軽減し、心身のリフレッシュを図ることを目的に実施しています。

家族介護者の会(そよ風の会)の開催。年2回のリフレッシュ旅行等の実施。

交 流 会	毎月第2水曜日 13:00～15:00 老人福祉センター
リ フ レ ッ シ ュ 旅 行	年2回

4 児童福祉及び青少年健全育成

(1) 保育所・認定こども園(保育部分) ※以下「保育所等」という

保護者の就労や病気等のため、保育を必要とする児童を、保護者にかわって保育するところです。

ア 入所できる基準

(ア) 入所申込み時点で、保護者・児童が笠岡市に居住し、住民登録をしていること。

ただし、特別の事情がある場合、住民登録予定を含む。

(イ) 保護者及び同居の親族が次のいずれかの理由により、児童を保育するものがない家庭であること。

(労働)

a 1 か月に 64 時間以上労働することを常態としている場合

(妊娠・出産)

b 妊娠中であるか、または、出産後間もない場合。(入所期間: 出産予定月の前 2 ヶ月及び出産後 2 ヶ月)

(疾病等)

c 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合

(介護等)

d 同居の親族(長期間入院等している親族を含む)を常時介護又は看護している場合

(災害復旧)

e 震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合

(求職活動)

f 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合(入所期間: 3 か月間)

(就学)

g 就学している場合。(職業訓練校等における職業訓練を含む)

(虐待・DV)

h 虐待やDVのおそれがある場合

(育児休業)

i 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

(その他)

j 前各号に類する状態であると市長が認めた場合

イ 施設数及び定員数(令和3年4月1日現在)

市立	6 施設	定員	375 人
私立	12 施設	定員	955 人
合計	18 施設		1,330 人

ウ 笠岡市保育所等入所児童等の推移（各年度4月1日現在）

(ア) 就学前児童数の推移

(単位:人)

年度 年令	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
0才	304	304	309	302	270	265	249	209	233	204
1才	318	318	316	323	311	271	273	263	211	240
2才	379	338	342	334	330	318	274	274	276	211
3才	339	386	338	341	335	325	325	275	282	269
4才	373	348	393	342	343	346	337	322	267	288
5才	352	377	352	395	346	339	343	341	321	269
合 計	2,065	2,071	2,050	2,037	1,935	1,864	1,801	1,684	1,590	1,481

①保育所等児童数の推移

(単位:人,%)

年度 項目		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
定員	公立	440	440	440	440	360	360	360	360	375	375
	私立	805	805	805	865	925	895	970	962	948	955
	合計	1,245	1,245	1,245	1,305	1,285	1,255	1,330	1,322	1,323	1,330
入所児童数		1,086	1,135	1,150	1,185	1,158	1,144	1,158	1,108	1,098	990
就学前児童に対する充足率		52.6	54.8	56.1	58.2	598	61.4	64.3	65.8	69.1	66.8
定員に対する充足率		90.5	91.2	92.4	90.8	90.1	91.2	87.1	83.8	83.1	89.8

※H30年度以降は認定こども園(保育部分)を含む。

エ 保育所等施設一覧表(令和3年 4 月 1 日現在)

設置主体	施設の名称	所在地	施設長	電話番号
市	吉田保育所	吉田 2376-1	細 川 映 理 子	65-1002
市	新山保育所	山口 3281-1	村 上 真 理 子	65-1080
市	北川保育所	走出 4100-1	荒 川 真 奈 美	65-0204
市	城見保育所	用之江 2318-2	城 戸 美 代 子	66-1701
市	外浦保育所	神島外浦 1566	山 下 美 香	67-2064
市	(休所) 真鍋島保育所	真鍋島 4007-2	—	—
市	青空認定こども園	カプト南町 188	料 治 聡 子	67-3164
(福)	和光みらい園	富岡 277-5	山 名 照 知	67-0802
個	(休園) 双葉保育園	笠岡 294	—	—
(福)	金浦保育園	金浦 1565	木 村 和 子	66-0190
(福)	つばくろ認定こども園	西大島 1756	清 水 明	67-0127
(福)	富岡保育園	富岡 605	伊 藤 季 実	62-2487
(福)	まや保育園	笠岡 2786-2	無 垢 品 政 子	63-1567
(福)	若竹保育園	小平井 2096-1	高 橋 敦 子	62-4114
(福)	新川保育所	金浦 737	片 岡 丸 恵	66-1668
(福)	笠岡認定こども園	笠岡 3190-1	無 垢 品 巖 生	62-3438
(福)	太陽の森保育園	生江浜 1079-5	山 足 千 賀 子	60-0233

オ 保育所等保育料(月額)※表上段・・・標準時間 表下段・・・短時間

※4月～8月は、前年度市町村民税額 9月～3月は、当該年度市町村民税額

※4月1日時点の年齢が3～5歳及び住民税非課税世帯の0～2歳の保育所等利用料は、元年10月以降無償化されました。

《備考》

◆第2子の保育料

・一般世帯の方

上の子と同時入所している場合、徴収金基準額の4分の1となります。

同時入所をしていない場合、市民税所得割額が57,700円未満の方は、徴収金基準額の4分の1、市民税所得割額が57,700円以上の方は、徴収金基準額の半額となります。

ただし、市民税非課税世帯の方は、同時入所しているかいないかに関わらず、無料となります。

・ひとり親等世帯の方

上の子と同時入所している場合、徴収金基準額の4分の1となります。

同時入所をしていない場合、市民税所得割額が77,100円を超える方は、徴収金基準額の半額となります。

ただし、以下の世帯の方は、同時入所しているかいないかに関わらず、無料となります。

①市民税非課税世帯

②ひとり親等世帯で市民税所得割額が77,100円以下の世帯

◆第3子以降の児童の保育料について

第3子以降の児童全員が無料となります。

◆未婚のひとり親世帯への保育所保育料みなし寡婦(夫)控除適用について

対象となる保護者から申請があった場合、離別や死別のひとり親に適用される税の寡婦(夫)控除を、未婚のひとり親も受けているとみなして保育料を算定します。

(2)家庭児童相談室

家庭における児童教育、その他家庭児童福祉の向上を図ります。

家庭相談員 1人

(3)助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由などにより、入院助産を受けることができない妊産婦が、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができる施設です。

【措置条件】

上記に該当する方。ただし、市民税課税世帯で、かつ社会保険等からの出産に関する給付が420,000円以上あるときは、原則措置できません。

(4)母子生活支援施設

児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない女子又はこれに順ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

【措置条件】 上記に該当する方から申込みがあったとき。

(5)児童厚生施設

児童福祉法第 40 条に規定する施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設です。

ア 大井児童館

休館日：毎週火曜日、第 3 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

利用者数 延べ 5,040 人(令和 2 年度実績)

(6)放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童館や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

児 童 ク ラ ブ 名	活 動 場 所	児童数	児 童 ク ラ ブ 名	活 動 場 所	児童数
笠岡ゆうゆうクラブⅠ	笠岡小学校内	27	城見なかよしクラブ	城見小学校内	59
笠岡ゆうゆうクラブⅡ	笠岡小学校内	25	大島学童クラブⅠ	JA 大島西支店跡	24
中央あいあいクラブⅠ	中央小学校内	43	大島学童クラブⅡ	JA 大島西支店跡	38
中央あいあいクラブⅡ	中央小学校内	42	笠岡児童クラブ「きらきら」	笠岡認定こども園内	37
中央あいあいクラブⅢ	中央小学校内	45	吉田どんぐりクラブ	吉田小学校内	34
大井のびのびクラブ	大井小学校内	18	神内すまいるクラブ	神内小学校内	39
金浦にこにこクラブ	金浦小学校内	46	陶山わくわくクラブ	陶山小学校内	10
北川キララ	北川小学校内	18	新山つくしんぼクラブ	新山公民館内	23
和光学童クラブ	和光みらい園内	18	今井グレープクラブ	今井小学校内	14
若竹ひまわりクラブ	若竹保育園内	54			

(7) 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の乳幼児がいる家庭を対象に、交流の場の提供及び、相談・援助、イベント等を行っています。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

ア 一般型 …… 笠岡中央子育て支援センター(和光みらい園内 67-0802)
まや子育てサポートセンター (まや保育園内 63-1567)
わかたけ地域子育て支援センター(若竹保育園内 62-4114)
子育てひろば「あおぞら」
(認定 NPO 法人ハーモニーネット未来内 63-4955)

イ 連携型 …… 大井児童館(63-0443)

(8) 保育支援サービス

利用料は有料です。それぞれの実施場所へお尋ねください。

ア 延長保育 …… 私立保育園, 私立認定こども園

保育所入所児童を対象に、開所時間の前後において保護者の就労等により児童に保育の必要性がある場合に預かります。

イ 休日保育 …… 若竹保育園(62-4114)

保育所入所児童を対象に、日曜・国民の祝日等において保護者の就労等により児童に保育の必要性がある場合に預かります。

ウ 一時預かり …… 和光みらい園(67-0802)

就学前児童を対象に、保護者の傷病、災害、看護、介護などにより児童が緊急かつ一時的に保育の必要性がある場合に預かります。

エ 病児・病後児保育 …… 笠岡第一病院すこやかキッズルーム(67-0211)

小学校 6 年生までの児童を対象に、病気の療養中又は回復期にあり集団保育が困難な場合、一時的に専用施設で預かります。

オ ファミリー・サポート事業 …… 笠岡市ファミリーサポートセンター(63-5067)

地域の中での子育て支援と児童の福祉の向上を目的として、会員組織により保育所の開始前や終了後の育児や送り迎え等育児に関する相互援助活動を行います。

(9) 児童扶養手当

父母の離別、父または母の死亡などによるひとり親家庭で子ども(18歳到達後最初の3月31日まで、または一定程度の障害の状態にある場合は20歳到達前日まで)を「監護している母」または「監護し、かつ生計を同じくしている父」または「父母以外で児童を養育している方」に支給されます。ただし所得制限があり、支給額が0円となる場合があります。

(例)支給額(令和3年4月から)児童1人の場合

全部支給 …… 月額43,160円。

一部支給 …… 所得に応じて、月額43,150円から10,180円までの額。

対象児童が2人の場合は、上記の金額に5,100～10,190円加算、3人目以降は、さらに3,060～6,110円ずつ加算されます。

(10)母子寡婦福祉事業関係

ア 母子父子自立支援員

ひとり親家庭に関し必要な実情を把握し、各種相談に応じ指導・助成し母子父子福祉の増進に努めます。 母子父子自立支援員 1名

(ア)母子父子世帯の状況

(令和3年3月末現在)

世帯数	原因別					
	死別			生別		
454	病気	事故	小計	離婚	その他	小計
	11	0	11	391	52	443

(イ)母子父子相談件数(令和2年度)

(単位:件)

相談内容	生活一般	児童養育	生活援護	その他	合計
件数	56	29	694	0	779

イ 母子父子寡婦福祉法に関する援護の状況

(1)母子父子寡婦福祉資金貸付状況(令和2年度)

(単位:円)

貸付金の種類	修学資金	就学支度金	修業資金	転宅資金	住宅資金	生活資金	医療介護資金
貸付件数	2件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
貸付金額	218万円	58万円	0円	0円	0円	0円	0円

※各種制度を紹介し、相談者が他制度を選択。

(2)笠岡市遺児激励金支給状況(令和2年度)

(単位:円)

激励金の種類	入学激励金	卒業激励金	保護者死亡見舞金
件数	0件	1件	1件
金額	0万円	2万円	2万円

(11)子育て支援コンシェルジュ

子育て支援課に育児・保育に精通した専任職員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置。

児童、保護者、妊婦の方のご相談をお伺いして、教育・保育施設や地域の子育て支援事業など、その方にとって最適なサービスをご紹介します。

(12)子どものショートステイ事業

保護者の方が病気や出産、出張などの理由で、一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった時に、児童養護施設で1週間以内を原則として、お子さんをお預かりします。

利用料金はお子さんの年齢、家庭の状況によって、1日当たり次の利用料になります。

区 分			利用料(円)
2歳未満児	生活保護世帯		0
	市民税非課税世帯	母子・父子・養育家庭	
		その他の世帯	1,100
	上記以外の世帯		5,400
2歳以上児	生活保護世帯		0
	市民税非課税世帯	母子・父子・養育家庭	
		その他の世帯	1,100
	上記以外の世帯		2,800

利用前に手続きが必要ですので、子育て支援課までお問い合わせください。

(13)要保護児童対策事業関係

ア 笠岡市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども(要保護児童)に関する情報の交換や支援を行うための協議を行います。

《構成員》 倉敷児童相談所、備中保健所井笠支所、笠岡警察署、岡山地方法務局笠岡支局、民生委員・児童委員協議会、愛育委員協議会、笠岡人権擁護委員協議会、保育協議会、幼稚園長会、小学校長会、中学校長会、教育委員会、笠岡医師会、笠岡市社会福祉事業会、子育て支援課

(ア) 代表者会議 …… 地域協議会の構成員の代表者による会議

(イ) 実務者会議 …… 実際に活動する実務者から構成される会議

(ウ) 個別ケース検討会議…要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討します。

イ こども相談

平日の相談が難しい方を対象に、日程調整の上、子育て支援課で実施します。

相談員…要保護児童相談員、家庭相談員、保健師

ウ 児童虐待防止推進事業

(ア) オレンジリボン(子ども虐待防止)の着用

(イ) 懸垂幕の掲出(11月1日～30日:児童虐待防止推進月間)

(ウ) イベントで啓発用チラシ等の配布

(エ) 市民に向けた啓発作品の募集及び表彰、市ホームページから閲覧可能

(14)母子保健事業

ア 母子保健

	事業名	内容	R2 年度実績	
			回数	人員等延
妊娠・出産期 ↓ 乳幼児期 ↓ 学童期	一般不妊治療支援事業	治療費の一部を補助		19
	特定不妊治療支援事業	治療費の一部を補助		34
	母子健康手帳交付	手帳の交付,保健師による妊婦面接		195
	妊婦歯科健康診査	委託医療機関での健康診査	1 人 1 回	47
	妊婦一般健康診査	委託医療機関での健康診査	1 人 14 回	2,282
	島しょ部妊産婦等交通費助成	妊産婦等が健診や予防接種時に利用した定期旅客船の往路運賃を助成	1 人 24 回	0
	妊婦家庭訪問	保健師による訪問指導		12
	ハイリスク妊産婦・新生児連絡票	医療機関からの連絡		13
	新生児聴覚検査			200
	こんにちは赤ちゃん家庭訪問	生後 4 か月までの乳児のいる家庭へ家庭訪問		母 222 児 229
	未熟児訪問	保健師による訪問		22
	養育医療の進達給付決定 (H25 年度～)	未熟児の養育医療給付申請書の決定		11
	3～4 か月児健康診査	診察・離乳食指導・保育相談等	10 回	204
	9～10 か月児健康診査 (コロナによる振り替え)	診察・離乳食指導・保育相談等	3 回	53
	乳児精密健康診査	委託医療機関での精密健康診査を実施		9
	乳児一般健康診査	委託医療機関での健康診査	1 人 2 回	417
	ごっくん! かみもぐ教室	離乳食講習会※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止	—	—
	1 歳 6 か月児健康診査	内科・歯科診察,幼児食指導,保育相談・言葉の相談	12 回	235
	1 歳 6 か月児精密健康診査	委託医療機関にて精密健康診査を実施		2
学童期	2 歳児歯科検診	ハイリスク児を対象に歯科診察・歯科保健指導,栄養・保育相談,心理相談※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止	—	—
	2 歳児子育て教室	発達支援教室	10 回	114
	3 歳児健康診査	内科・歯科診察,幼児食指導,保育相談・心理相談,検尿,視力・聞こえ確認	10 回	216
	3 歳児精密健康診査	委託医療機関での精密健康診査を実施		57
	弱視等治療用眼鏡給付事業	治療用眼鏡の購入費用の一部を給付		0
母子訪問指導		乳幼児等の訪問指導		56
親子料理教室		親子で食について学ぶ ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため縮小	4 回	親 13 子 25

イ 予防接種(予防接種法,感染症法に基づくもの)

(ア)定期予防接種の接種者数

種 類		対 象	H30 年度	R 元年度	R2年度
個 別 接 種	BCG	生後 0～12 か月未満	236	210	243
	ロタウイルス	1価:生後 6 週～24 週 5価:生後 6 週～32 週	—	—	183
	ヒブ(インフルエンザ菌b型)	生後 2 か月～5 歳未満	930	847	951
	小児用肺炎球菌	生後 2 か月～5 歳未満	920	863	938
	B型肝炎※4	1 歳未満	681	624	695
	四種混合※1	1 期 生後 3～90 か月未満	990	867	978
	二種混合	2 期 11 歳以上 13 歳未満	333	301	329
	三種混合	1 期 生後 3～90 か月未満	0	0	0
	不活化ポリオ※2	生後 3～90 か月未満	5	0	0
	麻しん・風しん混合	1 期 生後 12～24 か月未満	239	228	229
		2 期 小学校就学 29 年度	323	315	308
	水痘※3	生後 12～36 か月未満	493	443	454
	日本脳炎	1 期 生後 6～90 か月未満	1,268	1,054	1,004
		2 期 9 歳～13 歳未満	415	410	444
	子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス)	小学校 6 年生～高校 1 年生	0	23	80

※1 平成 24 年 11 月から三種混合に不活化ポリオ追加

※2 平成 24 年 9 月から生ポリオは不活化ポリオへ移行

※3 平成 26 年 10 月から水痘は定期接種化

※4 平成 28 年 10 月からB型肝炎は定期接種化

※5 令和2年 10 月からロタウイルスは定期接種化

◎ 日本脳炎は平成 23 年 5 月から積極的な勧奨が差し控えられた時期があったことから平成 7 年 4 月 2 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日の間に生まれた人については,4～20 歳未満まで接種対象としている。

◎ 三種混合は四種混合の導入の定着等で,平成 28 年度～令和2年度は接種者なし。

◎ 子宮頸がん等ワクチン接種については,平成 26 年 6 月に厚生労働省より積極的な接種勧奨の差し控えの通知があったため,市としても接種勧奨を差し控えております。

ウ 個別予防接種引き受け医療機関一覧

(令和3年4月末現在)

医療機関名	B型肝炎	ヒブ	小児肺炎球菌	四混・二混・三混	ロタ	BCG	麻しん・風しん混合	水痘	日本脳炎	おたふく	子宮頸がん	65歳以上	
												インフルエンザ	肺炎球菌
安倍医院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
猪木医院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
植木内科	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
おぐるすハートクリニック	★	★	★	★			★	★	★	★		★	★
小田内科医院	★	★	★	★			★	★	★	★		★	★
笠岡市立市民病院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
笠岡第一病院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
笠岡中央病院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
きのこエスポール病院												★	★
木野山医院	★	★	★	▲		★	★	★	★	★		★	★
斎藤内科消化器科				△			★	★	★	★	★	★	★
さくらい内科小児科医院金浦診療所	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
さくらい内科小児科医院茂平診療所	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
さとう消化器肛門外科												★	
鈴木医院				★			★	★	★			★	★
谷口クリニック	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
坪田医院												★	★
西井ウィメンズクリニック											★		
西井クリニック												★	★
平山内科整形外科クリニック				★			★	★	★	★	★	★	★
みやけこどもクリニック	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
村上脳神経外科内科	★			★			★	★	★			★	★
ももの里病院												★	★
渡辺クリニック	★	★	★	▲	★	★	★	★	★	★	★	★	★
島しょ部	高島診療所											★	★
	北木島診療所											★	★
	豊浦分院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	白石島診療所											★	★
	飛島診療所											★	★
	真鍋島診療所											★	★
	六島診療所											★	★

▲: 三混不可 △二混のみ

5 健康増進・保健事業

○笠岡市

(1) 地域保健の現状と重点目標

ア 現状

高齢化が進行する中、国は『国民の健康寿命が延伸する社会』の構築を目指して、現役世代からの健康づくり対策の推進を掲げています。笠岡市では、健康づくりの総合計画である「笠岡市健康づくり計画(第2期計画)」を策定し、【「食の見直し」^{たす}+(今より歩く^{かける})×(仲間で一緒に)】をキャッチフレーズに子どもから高齢者までのすべての年代で健康づくりに取り組む人を増やすことにより健康寿命の延伸を目指します。

また平成30年度に笠岡市健康づくり計画(第2期計画)の中間評価を行い、平成31年度から新たに「自殺予防の取り組み」を加え、計画の推進に努めています。

イ 重点目標

- ①市民一人ひとりの健康づくりを支援する地域づくり
- ②特定健診、特定保健指導等を通じた生活習慣病の予防及び重症化予防の推進
- ③がん検診の受診率向上によるがんの早期発見
- ④レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス計画の推進

(2) 健康増進事業の概要

健康増進法 第2章 基本方針等(第8条2項)

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

ア 市民や地域との協働による健康づくりの実践

(ア)「笠岡市健康づくり計画(第2期計画)」の推進(平成26年3月策定、平成31年3月中間評価実施)

(イ)各種保健団体の育成

a 愛育委員による声かけ見守り事業の実施

(愛あい訪問の実施、高齢者の見守り訪問)

b 栄養委員による各種食生活改善事業や食育推進事業の実施

(栄養伝達講習会、生活習慣病予防の食生活改善、親子料理教室、男性料理教室、高齢者料理教室等)

c ヘルスアップリーダーによる運動の推進

(ぐるりんウォークの実施、60日間6,000歩チャレンジの実施、オリジナル体操・オリジナル棒体操の普及)

イ 健康診査・保健指導などを受けやすい環境づくり

(ア)特定健康診査・特定保健指導の実施

(イ)健康相談・健康教育・保健指導の実施

(ウ)健康手帳の交付

(エ)各種がん検診の実施

(オ)後期高齢者健康診査の実施

(カ)高齢者の介護予防の推進を目的とした体操教室の実施

(キ)歯科保健事業の実施

ウ 感染症の予防

(ア)高齢者のインフルエンザ予防接種

区 分	対 象 者	28 年度	29 年度	30 年度	R1年度	R2年度
定期接種	65 歳以上	8,752	8,732	8,543	8,596	11,628

(イ)成人用肺炎球菌ワクチン予防接種

区 分	対 象 者	H28	H29	H30	R1	R2
定期接種	H30 年度中に、「65 歳,70 歳,75 歳,80 歳,85 歳,90 歳,95 歳,100 歳になる者,「60 歳以上 65 歳未満で重度の内部障害の者」	1,064	1,127	968	465	457

※定期接種は,平成 26 年 10 月 1 日から実施

(ウ)風しんワクチン予防接種

区 分	対 象 者	R2
定期接種	S37.4.2～S54.4.1 生まれの男性	108

※R1～3年度までの3年間の時限的制度です。

(エ)感染症予防への意識啓発

エ 健康診査・保健指導実施状況

* 健康診査以外の事業実施状況(健康管理手帳の交付を除く)

事 業 名	内 容	回 数	参加人員(延)
地区健康教育	転倒予防 1 回 14 人	5	99
	病態別 4 回 85 人		
特定保健指導 (生活習慣病予防)	特定健康診査の結果,内臓脂肪の蓄積により引き起こされる生活習慣病に対して,個人の生活習慣改善に向けて,個人に合った支援・指導を行う。		動機付け支援 60 積極的支援 5
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ,必要な助言や相談を行う。	1	9
訪問指導	生活習慣病予防及び生活機能改善等の要指導者に対し,保健師,管理栄養士が行う訪問指導		281

* 各種健康診査の実施状況

事業名	対象	R1	R2	備考
特定健康診査	40～74 歳 国保被保険者	2,224	2,294	集団及び個別
後期高齢者健診	75 歳以上	1,178	1,080	集団及び個別
胃がん検診(X 線)	40 歳以上	821	768	集団及び個別
胃がん検診(内視鏡)		665	389	個別
子宮頸部がん検診	20 歳以上	1,506	1,235	集団及び個別
子宮体部がん検診		5	5	個別
肺がん検診 (喀痰検査)	40 歳以上	5,311 (60)	4,365 (60)	集団及び個別
乳がん検診 1,350	30～39 歳	39	26	個別
乳がん検診 (視触診＋乳房 X 線検診)	40 歳以上	1,350	1,024	集団及び個別
大腸がん検診	40 歳以上	2,620	2,381	集団及び個別
前立腺がん検診	50 歳以上	962	902	集団及び個別

* H28 年度から乳がん検診の方法を一部変更・・・30～39 歳は視触診＋乳房超音波検査
(個別健診のみ)を実施, 40 歳以上は視触診＋乳房 X 線検査を実施
H29 年度から国及び県の指針に基づき, 視触診のみを廃止

* 参考・・・検診機関

(陸地部)

・岡山県健康づくり財団

胸部レントゲン(結核・肺がん), 喀痰細胞診, 特定健康診査, 後期高齢者健康診査, 前立腺がん・胃がん・子宮頸部がん・大腸がん・乳がん(視触診＋乳房 X 線)検診, B 型・C 型肝炎検査

・笠岡医師会

胸部レントゲン(結核・肺がん), 特定健康診査, 後期高齢者健康診査, 前立腺がん・胃がん(X 線及び内視鏡検査)・子宮(頸部＋体部)がん・大腸がん・乳がん(視触診＋乳房 X 線)・乳がん(視触診＋乳房超音波)検診, B 型・C 型肝炎検査, オプション検査(腹部超音波検査, 頸部超音波検査, 脳 MRI 検査)

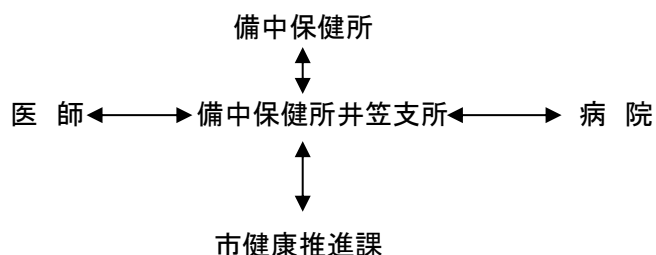
(島しょ部)

・岡山済生会総合病院(済生丸)

胸部レントゲン(結核・肺がん), 喀痰細胞診, 特定健康診査, 後期高齢者健康診査, 前立腺がん・胃がん・子宮頸部がん・乳がん(視触診＋乳房 X 線)検診, 大腸がん検診

オ 感染症予防および健康危機管理に関すること

(ア)患者発生時の連絡網は、次のとおり



(イ)結核予防に関すること

結核レントゲン検診(65歳以上の一般住民を対象)令和2年度実績 4,376名

カ 成人歯科保健に関すること

(ア)8020運動の推進

(イ)歯周病検診受診者

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
8020達成者表彰	40名	42名	56名	53名	23名
歯周疾患検診受診者	77名	82名	87名	90名	26名

キ 介護予防に関すること

(ア)元気高齢者への介護予防への普及啓発活動の推進

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
オリジナル体操	418回	523回	605回	696回	547回
体操教室の実施	111回	112回	106回	103回	34回

ク その他の保健に関すること

(ア)献血推進事業

地区献血推進委員会、高校、企業の協力により献血事業を実施

令和2年度実績 974名

(イ)休日当番医制事業

休日における救急患者の医療を確保するため、笠岡医師会に委託し事業を実施

住民へは、「広報かさおか」、新聞及び笠岡放送で周知

(ウ)二次救急医療体制整備事業

休日における重症救急患者の医療を確保するため、岡山県二次救急医療体制整備実施要綱に基づいて事業を実施

(3)診療施設の概要

ア 真鍋島診療所

(ア)開設場所 笠岡市真鍋島 4023-1

(イ)開設年月日 昭和18年3月1日(昭和48年7月1日改築)

(ウ)建 物 木造2階建 221.56㎡

(エ)診療科目 内科・小児科・外科・整形外科・放射線科

(オ)運 営 医師1名(笠岡市立市民病院外2病院からの医師派遣)看護師5名

イ 六島診療所

- (ア)開設場所 笠岡市六島 5858-5
(イ)開設年月日 昭和 37 年 8 月 1 日(平成 15 年 4 月 1 日改築移転)
(ウ)建物 木造平屋建 39.7 m²
(エ)診療科目 内科
(オ)運営 笠岡市立市民病院から医師派遣, 看護師 2 名

ウ 北木島診療所

- (ア)開設場所 笠岡市北木島町 3802-53
(イ)開設年月日 平成 14 年 9 月 1 日
(ウ)建物 93.15 m²(旧北木小学校の一部を転用)
(エ)診療科目 内科
(オ)運営 医療法人緑十字会を指定管理者として運営を委託

エ 飛島診療所

- (ア)開設場所 笠岡市飛島 5920-2
(イ)開設年月日 平成 16 年 7 月 1 日
(ウ)建物 43.2 m²(旧飛島中学校の一部を転用)
(エ)診療科目 内科・リハビリテーション科
(オ)運営 福嶋医院に診療業務を委託

オ 高島診療所

- (ア)開設場所 笠岡市高島 5039-1
(イ)開設年月日 平成 18 年 11 月 1 日
(ウ)建物 32.28 m²(自治会所有の建物を一部賃貸)
(エ)診療科目 内科
(オ)運営 笠岡第一病院から医師派遣, 看護師 2 名

カ 白石島診療所

- (ア)開設場所 笠岡市白石島 570-2
(イ)開設年月日 平成 27 年 8 月 4 日
(ウ)建物 木造 2 階建 182.74 m²
(エ)診療科目 内科, 皮膚科
(オ)運営 医師 1 名(笠岡市立市民病院・岡山赤十字病院から医師派遣) 看護師 1 名
非常勤事務員 1 名

6 生活保護制度

○ 笠岡市

(1)生活保護法抜粋

ア 生活保護の目的(法第1条)

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

イ 無差別平等の原理(法第2条)

国民は誰でも、要件を満たす限り、無差別平等に保護を受けることができる。

ウ 最低生活保障の原理(法第3条)

保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない。

エ 補足性の原理(法第4条)

保護を受けるにあたっては、その世帯のすべての世帯員が、生活をささえるためにいろいろな努力をする必要がある。すなわち、次のとおり。

(ア)稼働能力のある者は働くこと。ただし、乳幼児の養育や病人等の看護のため働けない者を除く。(能力の活用)

(イ)資産のある者は、その資産を売却するとか賃貸しするとかして生活費などにあてること。(資産の活用)

(ウ)扶養義務者の扶養を受けることができる者は、まずその扶養を受けること。(私的扶養の優先)

(エ)他の法律や制度で給付を受けられる場合は、まずその給付を受けること。(他法他施策の優先)

以上のような手段をつくして、なお生活ができない場合にその足りない分について保護を受けることができる。

ただし、生活の困窮状態が急迫しているため、そのような手段を講じている余裕のない時は、とりあえず保護を受けることができる。

オ 申請保護の原則(法第7条)

保護の実施は、急迫した事由による場合を除き、申請に基づいて行われる。

カ 基準及び程度の原則(法第8条)

(ア)保護の基準は、厚生労働大臣が定める。

(イ)保護の基準は、最低生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないもので

なければならない。

(ウ) 程度の決定は、被保護者についての資産調査に基づき行われる。

キ 必要即応の原則(法第9条)

保護の基準は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等の相違に応じ、又保護の種類・程度及び方法は、要保護者の実際の必要に応じ、有効かつ適切に定められなければならない。

ク 世帯単位の原則(法第10条)

保護の要否及び程度の決定は、世帯を単位として行われる。

ただし、世帯単位の取扱が適当でないときは、個人単位で行うことができる。

(2) 保護の種類(法第11条～法第18条)

ア 生活扶助 : 衣食など日常生活に必要な扶助。

イ 教育扶助 : 義務教育に必要な教材費・給食費などの扶助。

ウ 住宅扶助 : 地代・家賃や住宅の維持のために必要な扶助。

エ 介護扶助 : 介護のために必要な扶助。

オ 医療扶助 : 病気・けがの入院や治療に必要な扶助。

カ 出産扶助 : 出産のために必要な扶助。

キ 生業扶助 : 事業を始めるとき、技能修得・就職に必要な扶助。

ク 葬祭扶助 : 葬祭のために必要な扶助。

(3) 保護施設の種類(法第38条～法第48条)

ア 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

イ 更生施設

身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

ウ 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設。

エ 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設。

オ 宿泊提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設。

(4)生活保護世帯等

1 生活保護の世帯・人員及び保護率の推移

(保護率: %)

年 度	H29 年 3 月末	H30 年 3 月末	H31 年 3 月末	R2年 3 月末	R3年 3 月末
世 帯	361	358	339	315	303
人 員	451	442	406	371	347
保護率	0.89	0.88	0.82	0.77	0.74

2 生活保護の世帯類型別被保護世帯数の推移

()内構成比: %

年 度	H29 年 3 月末	H30 年 3 月末	H31 年 3 月末	R2年 3 月末	R3年 3 月末
高齢者 世 帯	187 (51.8)	186 (52.0)	177 (52.2)	182 (57.8)	169 (55.8)
母 子 世 帯	6 (1.7)	7 (2.0)	9 (2.7)	4 (1.3)	5 (1.7)
傷病,障害者 世 帯	121 (33.5)	105 (29.3)	114 (33.6)	92 (29.2)	91 (30.0)
その他の 世 帯	47 (13.0)	60 (16.7)	39 (11.5)	37 (11.7)	38 (12.5)

生活保護年度別推移状況

(単位:世帯,人,千円)

区 分	年 度	H28	H29	H30	R1	R2
	保護率	0.88	0.89	0.84	0.77	0.74
生 活 扶助費	世帯数	3,352	3,532	3,316	2,978	2,766
	人 員	4,164	4,238	3,948	3,520	3,185
	支出額	233,476	225,804	208,184	185,741	189,442
住 宅 扶助費	世帯数	2,539	2,502	2,327	2,106	2,040
	人 員	3,112	2,970	2,760	2,445	2,345
	支出額	50,453	50,052	46,591	42,035	2,739
教 育 扶助費	世帯数	99	56	83	53	48
	人 員	152	80	118	107	78
	支出額	1,983	912	1,197	1,017	503
医 療 扶助費	世帯数	3,773	3,730	3,617	3,309	3,109
	人 員	4,292	4,177	4,000	4,082	3,413
	支出額	431,691	361,819	392,903	373,824	322,684
出 産 扶助費	世帯数	0	1	0	0	0
	人 員	0	1	0	0	0
	支出額	0	203	0	0	0
生 業 扶助費	世帯数	75	67	48	48	36
	人 員	99	91	48	48	36
	支出額	2,429	1,457	529	958	532
葬 祭 扶助費	世帯数	3	4	6	1	1
	人 員	3	4	6	1	1
	支出額	749	952	828	798	321
介 護 扶助費	世帯数	704	761	800	807	726
	人 員	738	793	827	833	741
	支出額	10,381	11,298	12,498	14,225	12,962
施 設 事務費	支出額	80,109	82,908	80,364	74,574	37,628
合 計	支出額	811,271	735,405	743,094	693,172	566,811

7 共同募金・日赤

○ 社会福祉協議会

(1)「赤い羽根」共同募金運動の推進

共同募金運動は、「国民たすけあい」の精神を基調とした地域社会の自主的活動について、民間社会福祉事業を推進するための全国的運動であり、地域の民間社会福祉施設及び福祉団体・社会福祉協議会の活動資金に配分することを目的とした募金活動です。10月1日には福祉やボランティア関係団体等に協力をしてもらい、街頭募金を駅前やスーパー前など計4か所で行っています。

ア 災害義援金

全国の共同募金会で行った災害時の義援金募集に対して、募金箱の設置等により協力しています。

(2)歳末たすけあい運動の推進

「みんなでささえあい、新たな年につなぐあたたかい地域づくり」をスローガンに、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、市民によびかけ「歳末たすけあい運動」を展開している。平成21年度より「地域に根ざした配分事業」のさらなる推進の為に、地域福祉団体助成事業を実施しています。

《配分内訳》

対 象 者	H30 年度	R1 年度	R2年度	R2年度
要 援 護 世 帯	445,000 円	410,000 円	385,000 円	77 世帯
要援護者(障がい者等)	774,000 円	747,000 円	726,000 円	242 人
遺 児	702,000 円	621,000 円	645,000 円	215 人
寝 た き り 老 人	33,000 円	24,000 円	21,000 円	7 人
福 祉 施 設 入 所	238,000 円	234,000 円	318,000 円	159 人
地 域 福 祉 団 体 助 成 事	310,000 円	451,692 円	440,250 円	5 件
民生委員児童委員協議会	200,000 円	200,000 円	200,000 円	
行政協力委員協議会	307,900 円	295,700 円	296,100 円	
災害支援等地域貢献活動	480,000 円	0 円	0 円	
地 域 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	1,869,370 円	2,181,005 円	2,147,626 円	
事 務 費	366,849 円	538,648 円	390,466 円	
合 計	5,726,119 円	5,703,045 円	5,569,442 円	

《募金額内訳》

	R1 年度	R2年度
共 同 募 金	8,282,676 円	8,316,290 円
歳 末 た す け あ い 募 金	5,703,045 円	5,569,442 円

○ 笠岡市

(1) 赤十字会員増強運動年次経過

年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2
目標額(円)	7,216,000	7,244,000	7,051,000	6,478,000	5,937,000
実績額(円)	8,329,500	8,148,500	7,936,500	7,850,500	7,633,500
会員数(人)	10,993	10,878	10,634	10,653	10,369
達成率(%)	115.4	112.5	112.6	121.2	128.6

8 老人福祉

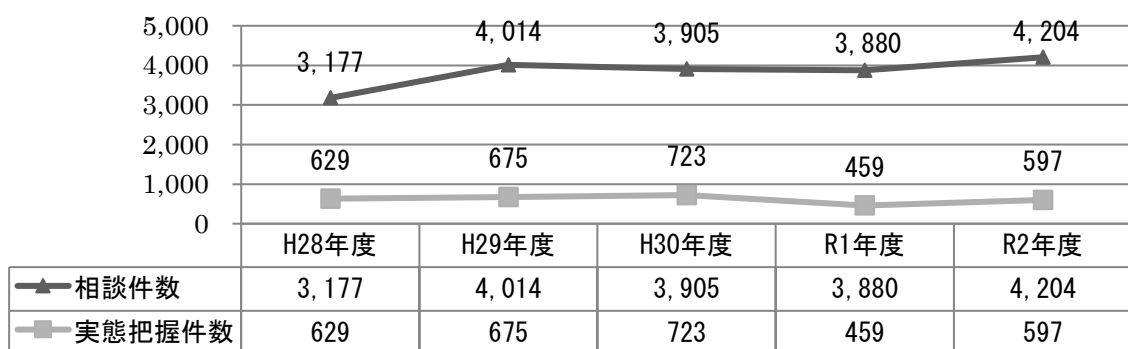
○ 社会福祉協議会

(1) 地域包括支援センター

地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、高齢者に係る様々な支援を包括的・継続的に行います。地域の高齢者の実態把握、地域におけるネットワークの構築、保健事業と介護予防事業の一体的な実施の推進、権利擁護に関する連携・支援、包括的・継続的なケアマネジメントの支援に取り組みを実践していくことを主な業務としています。

(ア) 総合相談支援業務・高齢者実態把握

- ① 各地区(社協支部単位)に主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の三職種を配置し、三職種が連携を図り包括的に支援を行っています。



② 対応件数と延べ件数

手段 年度	件数	対応手段			
		来所	電話	訪問	その他
R2 年度延べ人数	4,329	350(245)	2,382(666)	1,311(576)	286(227)
実人数	1,157	括弧内は実人数			

R1 年度延べ人数	3880	427(297)	1,862(697)	1,228(577)	363(276)
実人数	1,232	括弧内は実人数			

③ 総合相談内容

内容 年度	総合相談内容						
	介護相談	福祉相談	介護予防	認知症	健康医療 ※1	虐待・ 権利擁護	その他
R2 年度 延べ件数	2,607	562	18	495	823	209	661
実人数	959	225	6	144	247	35	204
継続	679	193	5	107	213	31	191
新規	280	32	1	37	34	4	13
上記の内 終結人数	626 (65.3%)	154 (68.4%)	2 (33.3%)	72 (50.0%)	150 (60.7%)	7 (20.0%)	104 (51.0%)
昨年度比(延べ)	98.5%	118.0%	163.6%	119.2%	105.6%	146.2%	148.5%
R1 年度の延べ 件数	2,648	476	11	415	779	143	445
実人数	728	223	7	165	294	34	237

④ 地域との連携強化

各地区民生委員・児童委員協議会へ出席し、民生委員活動と包括・社協活動との情報の集約、共有等の連携強化を図っています。

(イ) 権利擁護事業

高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心した生活が確保できるよう高齢者への虐待防止のための方策及び支援を行うため、笠岡市高齢者虐待防止支援チーム会議を開催し、虐待者及び被虐待者の支援を協議し、虐待防止に努めています。

また、判断能力が低下した方に対して、成年後見制度の活用等相談に応じ、高齢者の権利擁護を行っています。

通報等の件数

	R1 年度	R2 年度
高齢者虐待相談通報件数	27 件	28 件
高齢者虐待新規登録件数	11 件	7 件
高齢者虐待継続件数	23 件	23 件

虐待の種類

虐待の種類	R1 年度内訳	R2 年度内訳
身体的虐待	8 件	4 件
心理的虐待	5 件	6 件

性的虐待	0 件	0 件
経済的虐待	4 件	2 件
介護の世話の放棄・放任	2 件	1 件

高齢者虐待防止支援チーム開催状況

月日	会場	件数
5/20	笠岡市役所分庁第 4 2 階大会議室	4 件(新規 2 件 継続 2 件)
8/19	保健センター研修室	3 件(新規 2 件 継続 1 件)
11/18	保健センター研修室	4 件(継続 4 件)
2/17	サンライフ笠岡 第 1 研修室	3 件(新規 1 件 継続 2 件)

月次検討会(上記虐待防止支援チームを開催しない月に開催)

月日	会場	件数
4/7	市民活動支援センター	3 件(新規 1 件・継続 2 件)
6/9	市民活動支援センター	2 件(新規 1 件・継続 1 件)
7/14	市民活動支援センター	2 件(継続 2 件)
9/8	市民活動支援センター	3 件(新規 2 件・継続 1 件)
10/13	市民活動支援センター	2 件(新規 1 件・継続 1 件)
12/8	市民活動支援センター	2 件(新規 1 件・継続 1 件)
1/12	市民活動支援センター	2 件(継続 2 件)
3/9	市民活動支援センター	3 件(継続 3 件)

会議開催前に緊急対応メールにて代えて対応した件数 2 件

相談・通報があった 28 件に対して、全てに「事実確認調査」を行なっています。これらの事案のうち、「訪問・面談による事実確認調査」が 22 件、「関係者からの情報収集のみによる事実確認調査」が 5 件でした。なお、「高齢者虐待防止法第 11 条に基づく立入り調査」を行った事案は 1 件ありました。相談・通報者の内訳は、「警察」が 14 件と最も多く、次いで「行政機関」「家族・親族」「介護保険事業所」が各 3 件、次いで「被虐待高齢者本人」「その他」が各 2 件、「地域住民」が 1 件でした。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に携わる関係者を対象に、充実したケア体制を高齢者に提供出来るよう関係機関との調整を行い、心身の状態の変化に合わせて、途切れることのない支援のネットワークづくりを行いました。

内容	R1 年度	R2 年度
ケアプラン作成数/要支援認定者数	1,018 件/1,420 人	1,021 件/1,419 人
ケアプラン作成の委託指定居宅介護事業所の件数	240 件 (23 事業所へ委託)	241 件 (24 事業所へ委託)

③介護予防マネジメント(ケアプランの作成から評価)の実施件数(年間)担当者会議(※1)	1,464 件	1,392 件
ケアプランチェックの件数(年間)	464 件	341 件
事業対象者のケアプラン作成件数	8件	7 件(3 月実績)
介護支援専門員に対する個別相談件数	1,286 件	1,315 件
介護支援専門員が利用者宅へ訪問した件数	4,128 件 職員 1 名あたり月間 訪問平均数 35.3 件	5,047 件 職員 1 名あたり月間 訪問平均数 32.3 件

個別ケア会議

事業対象者や要支援認定者の自立支援を推進するために、多職種で自立支援に向けたケアプランの検討を行いました。

開催日	会 場	検討数	参加者(数)
4/9	新型コロナウイルス蔓延防止のため中止		
6/23	ギャラクシーホール	事例検討① 2 ケース 評価 4 ケース	36 人
8/25	ギャラクシーホール	事例検討② 2 ケース	29 人
10/27	ギャラクシーホール	事例検討③ 2 ケース	33 人
12/18	ギャラクシーホール	事例検討④ 2 ケース 評価 2 ケース	33 人
3/2	個別ケア会議 研修会		50 人
合計		(4 回)検討 8 ケース 評価 6 ケース (1 回)個別ケア会議 研修会	181 人

(エ) 認知症事業

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができることを目的に、普及啓発や関係機関のネットワーク構築等の事業を総合的に行っています。

① 認知症ひとり歩き SOS ネットワーク

認知症の方が事前に登録することで、行方が分からなくなった時に早期発見・早期保護につながるシステム「笠岡市認知症ひとり歩き SOS ネットワーク事業」を行っています。

	R1 年度	R2 年度
新規登録者	13 人	14 人
登録累計者	89 人	103 人

② 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識を伝え、認知症になった人や家族の気持ちを理解し、地域において助け合えるように地域住民や地域で働く人を対象に養成を行っています。

R2 年度開催回数:5 回 参加者数:99 人

(累計実施回数 173 回・累計受講者数 5,290 人)

③ 認知症サポーターステップアップ講座(新規事業)

認知症の方を日常生活の中で見守り、必要な支援(声掛け、包括支援センターへのつなぎ等)を行う事により、少しでも住み慣れた地域で生活できるようにサポートする講座を開催し『オレンジサポーター』を養成しています。

・R2 年度講座受講者:5 名 登録者 4 名

④ 認知症初期集中支援推進事業(初期集中支援チーム)

認知症高齢者を早期発見し、医療機関とつなぐために高齢者実態把握と合わせ訪問を行っています。

(2)敬老会への補助

笠岡市と社会福祉協議会では、高齢者福祉週間を中心に、老人福祉の精神に基づき、各地区の敬老会行事へ補助金として補助を行っています。

	R1 年度		R2 年度	
対象者人数 (77 歳以上)	8,360 人		8,388 人	
助成金額	笠岡市	社会福祉協議会 4,180,000 円	笠岡市	社会福祉協議会 4,194,000 円

※ 1 人当たり 笠岡市 700 円 ・ 社会福祉協議会 500 円

(3)笠岡市老人クラブ連合会への助成

高齢者が仲間づくりを進め、活動の活性化を図ることにより活力ある長寿社会の実現を目的に補助と活動支援をおこなった。

R1 年度	R2 年度
840,000 円	840,000 円

(4)高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

市内在住で 60 歳以上の高齢者の生きがい、健康づくりの増進、社会参加の促進を目的に、笠岡ことぶき大学の各種講座や、高齢者スポーツ大会を開催しています。

《ことぶき大学生内訳》 ※重複申込みあり

講座名	生徒数(人)		開催回数(回)		開催日	講師
	R1 年度	R2 年度	R1 年度	R2 年度		
教養講座	137	135	11	9	毎月 1 回	
書道講座	30	28	11	10	毎月第 1 水曜	楠戸 宇亭
俳句講座	13	14	12	10	毎月第 2 月曜	植田 桂之
短歌講座	13	13	12	11	毎月第 3 金曜	谷本 史子
民謡講座	19	19	24	15	毎月第 2・4 金曜	国政 貴泉
陶芸講座	19	19	12	9	毎月第 4 水曜	水川 創壊
木彫講座	11	9	22	20	毎月第 1・3 水曜	上小城 昌昭
ゲートボール	25	20	12	10	各地区練習場	今城 五鈴

社交ダンス	13	7	27	9	毎月第1・3水曜	藤原 美智子
フラダンス	16	11	24	22	毎月第1・3金曜	田中 三枝子
手踊り	10	5	26	22	毎月第2・4土曜	平井 鈴子
太極拳	18	19	22	19	毎月第1・3金曜	小笠原 智子
銭太鼓	10	10	21	15	毎月第2・4水曜	小山 美津子
リフォーム	22	22	24	21	毎月第2・4木曜	小山 美津子
川柳	13	13	12	10	毎月第3火曜	高木 勇三
15講座合計	369	291	272	212		
延べ人数	3,585	2,429				

(5) 高齢者生きがい活動推進通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者や心身の機能低下のおそれのある高齢者を対象に、レクリエーション等の生きがい活動や、運動器の機能向上のための運動を提供し、介護予防や機能維持・健康増進を図るため、自立支援デイサービスを実施しています。

	R1 年度	R2 年度
登録者人数	42 人	39 人
開催回数	123 回	107 回
利用人数(延)	987 人	746 人

催 日	週 3 回(火・木・金) 1 日 4 時間(10:00～14:00)
会 場	笠岡市老人福祉センター 大広間
提 供 サ ー ビ ス	入浴サービス、給食サービス、レクリエーション活動 (脳活性化レク)、運動器の機能向上のための運動・評価、送迎

(6) 健康長寿愛らんど事業

夢ウエル丸事業の後継事業として平成26年度から実施する健康長寿愛らんど事業は、専門職を派遣した介護予防事業と社会福祉協議会の交流活動事業の2つの事業を合わせた事業で、島しょ部の高齢者の介護予防や閉じこもり防止、生きがいづくりにつながっています。

地 区		開催回数	参加人数 (延べ)
高 島		17 回	163 人
白石島		16 回	441 人
北 木 島	大浦	18 回	159 人
	豊浦	13 回	169 人
	金風呂	15 回	136 人

地 区	開催回数	参加人数 (延べ)
飛 島	16 回	247 人
真鍋島	17 回	294 人
六島	16 回	89 人
合計	128 回	1,698 人

(7) 居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営

社会福祉協議会では、民間事業の参入が困難な島しょ部への参入を行い、島しょ部在住の介護が必要な方へのケアマネジメントやヘルパー派遣を行っています。

○笠岡市

(1) 介護保険

ア 第1号被保険者数(65歳以上)

年度	H29 3月末	H30 3月末	H31 3月末	R2 3月末	R3 3月末
人 数	17,344 人	17,324 人	17,277 人	17,238 人	17,247 人

イ 要介護認定者数

介護度	要支援 1	要支援 2	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5	合 計	認定率	2 号 認定者
R3 3 月末	468 人	934 人	587 人	570 人	421 人	394 人	257 人	3,631 人	21.05%	50 人
R2 3 月末	466 人	927 人	569 人	576 人	433 人	388 人	270 人	3,629 人	21.05%	45 人
H31 3 月末	433 人	942 人	550 人	606 人	404 人	360 人	273 人	3,568 人	20.65%	49 人
H30 3 月末	385 人	913 人	492 人	608 人	403 人	447 人	299 人	3,547 人	20.47%	51 人
H29 3 月末	346 人	944 人	502 人	589 人	427 人	423 人	313 人	3,544 人	20.14%	51 人

※認定率は2号認定者数を除く

ウ 介護サービス受給者数

	施 設			在宅	地域密着	合計
	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	療養型			
R3 3 月末	288 人	404 人	18 人	1,867 人	473 人	3,050 人
R2 3 月末	284 人	397 人	24 人	1,822 人	463 人	2,990 人
H31 3 月末	286 人	409 人	39 人	1,769 人	469 人	2,972 人
H30 3 月末	277 人	424 人	44 人	1,765 人	480 人	2,990 人
H29 3 月末	351 人	416 人	49 人	2,190 人	498 人	3,504 人

エ 介護認定審査会

委員定数 36 人以内

年度	H29 3 月末	H30 3 月末	H31 3 月末	R2 3 月末	R3 3 月末
現員数	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)

※ただし審査運営は各合議体 5 人

オ 介護保険料(3 年ごとに見直し)

(ア)1号保険料(65 歳以上)

a 基準標準月額 6,000 円(岡山県平均 6,271 円 全国平均 6,014 円)

b 令和 3 年度から 3 年間の年額保険料

※ただし, 第1段階～第3段階は, 令和2年度に続き, 保険料の軽減が行われます。

所得段階		介護保険料 (年額)	所得要件
第 1 段階	0.30	21,600 円	生活保護を受給している人と住民税非課税世帯で,老齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世帯で,合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第 2 段階	0.43	31,000 円	住民税非課税世帯で第 1 段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が 120 万円以下の人
第 3 段階	0.70	50,400 円	住民税非課税世帯で第 2 段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が 120 万円を超える人
第 4 段階	0.90	64,800 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが,本人は住民税非課税の人で,合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下の人
第 5 段階	(基準) 1.00	72,000 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが,本人は住民税非課税の人で,合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円を越えている人
第 6 段階	1.20	86,400 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 120 万円未満の人
第 7 段階	1.30	93,600 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人
第 8 段階	1.50	108,000 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人
第 9 段階	1.60	115,200 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 320 万円以上 450 万円未満の人
第 10 段階	1.70	122,400 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 450 万円以上 600 万円未満の人
第 11 段階	1.90	136,800 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
第 12 段階	2.00	144,000 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 800 万円以上の人

(イ)保険料の納期

- a 特別徴収の納期 4・6・8・10・12 月,翌年 2 月(6 期)
- b 普通徴収の納期 7 月～翌年 2 月の毎月(8 期)

(ウ)介護保険料の減免

- a 火災など災害等の減免…国で決められた制度
- b 生活困窮者に対する特別減免…(平成 14 年 4 月 1 日から実施・笠岡市独自)
保険料第 1 段階者で減免要綱に定めるものについて、2 分の 1 を減額。保険料第 2 段階者または第 3 段階者で減免要綱に定めるものについて第 1 段階者保険料

カ 笠岡市介護保険の独自制度

(ア)利用料等助成制度

- a 利用料(自己負担金)の一部助成制度(平成 12 年度 4 月 1 日実施)
保険料基準第 1 段階者で介護保険料の特別減免者に対し、利用料の 50%助成(ただし、国の経過、支援、軽減措置利用者は除く。)
- b 離島地域特別加算額助成制度(平成 12 年 4 月 1 日実施)
離島地域の居宅サービスの特別地域加算利用者負担額を全額助成

(イ)笠岡市のその他の制度及び事業

- a 施設入所者高額介護サービス費受領委任払制度(平成 12 年 6 月 1 日実施)
入所者の一時的負担を軽減するため、高額介護サービス費分を事業者が一時的に立て替える制度
- b 離島地域における福祉用具貸与航送料等助成制度
離島地域在住の要介護(支援)認定者に対し、福祉用具の貸与に係る航送料及び普通船の運賃等に相当する額を助成する。貸与開始時は全額助成、廃止する場合は 2 分の 1 を助成
- c 介護サービス相談員派遣事業(平成 13 年 1 月 26 日実施)
介護サービスの質的向上を目的とする。介護サービス相談員を施設(デイサービス・デイケア含む。)
等へ派遣し、利用者の声を聞き、苦情等に対して施設に改善を提言する。

キ 介護保険運営協議会等

(ア)介護保険運営協議会(平成 13 年 8 月設立)

公募市民委員 2 名を含む、委員 10 名
介護保険の運営に関する重要事項を調査検討し、介護保険の円滑な運営を図るとともに、地域密着型サービスの指定審査を行う。(平成 18 年 4 月導入)

(イ)地域包括支援センター運営協議会(平成 18 年 4 月設立)

地域型在宅介護支援センター運営実績を持つ法人の代表を含む、委員 14 名。
地域包括支援センターの設置及び適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図ります。

ク 笠岡市地域包括支援センター

笠岡市地域包括支援センターは、介護予防支援業務を実施する「指定介護予防支援事業者」としての指定を受けています。その内容については、以下のとおりです。

事業所の名称等

事業所の名称	笠岡市地域包括支援センター
事業所の所在地	笠岡市十一番町 1-3 (笠岡市保健センター1 階)
設置者	笠岡市
業務実施者	社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会 会 長 天野 美彦
設置年月日	平成 18 年 4 月 1 日

事業所の概要

業務日	1 月 4 日から 12 月 28 日までの月曜から金曜 (祝祭日を除く)
業務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
事業の実施地域	笠岡市全域
職員の体制	センター所長 1 名 保健師または看護師 2 名以上 主任介護支援専門員 1 名以上 社会福祉士または社会福祉主事 2 名以上 介護支援専門員 10 名以上 事務職員 2 名

(2) 老人福祉

R3.4.1

		項目	説明	内容
虚弱高齢者・一人暮らし高齢者対策	在宅福祉サービス	軽度生活支援事業 (自立支援ヘルパー)	要介護認定非該当(自立)の高齢者で、所得税非課税世帯の高齢者に対して自立生活を支援するホームヘルパーを派遣する	利用者 2 名 (令和 2 年度)
		福祉基金助成事業	高齢化や核家族化の進展に伴う福祉需要の増大多様化に対応するため、平成 3 年 4 月 1 日より設置	別紙一覧表
		福祉電話の設置	一人暮らし老人、重度身体障害者に貸与するもので、緊急連絡手段を確保する。	9 台保有(設置工事費及び毎月の基本料を市が負担)
		緊急通報システム	一人暮らしの高齢者の緊急事態をいち早く察知するための通報装置を設置する。 近隣住民など 3 名の連絡先を登録。	令和 2 年度 13 台 令和元年度 20 台 平成 30 年度 19 台
		高齢者給食サービス事業	支援が必要な一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で、かつ所得税非課税世帯の対象者に週 2 食までの配食の補助を行う。	延べ 878 人に対し 7,057 食補助 (令和 2 年度)
		生きがい活動支援通所事業	家に閉じこもりがちな高齢者でかつ要介護認定の非該当者に対して、生きがい対応サービスを提供する。	週 3 日の開催。 老人福祉センターで実施

		高齢者住宅 改造助成事業	介護保険制度を利用して住宅改造をされる 住民税非課税の方に対して、上乗せして対 象工事に補助をする制度。	25 件(令和 2 年度) 31 件(令和元年度) 21 件(30 年度)
		日常生活用具の給付	所得税非課税世帯の高齢者に対して、眼 鏡・杖・手押し車の購入の補助を行う	眼鏡 5 件、杖 10 件 手押し車 9 件 (令和 2 年度)
		養護老人ホーム	高齢者のうち、環境上の理由及び経済的な 理由により居宅での生活が困難な方を入 所させるサービス。	敬愛園等に 33 人措置 (令和 2 年度末)
	地域で支える福祉体制	社会福祉協議会	民間の社会福祉法人で、地域福祉活動の中 核的役割を担う。	老人福祉センター
		福祉・保健 ボランティア活動	市民有志の参加により日常生活上援護を 要する方々に対して様々な活動を行う。事 務局は社会福祉協議会内に設置。	
		ささえ愛事業	婦人会、愛育委員会、栄養委員会、社協支部、 民生委員等が中心になって高齢化社会を 地域から支え合うネットワークを形成し、地 域福祉向上に貢献する。	いきいきサロン 友愛訪問等
		ふれあい・たすけ愛 サービス事業	公的サービスでは対象にならない様々なサ ービスを有償ボランティアが提供する。 実施事業所：認定特定非営利活動法人ハ ーモニーネット未来	
	高齢者生きがい対策	笠岡市シルバー 人材センター	老人の生きがい対策事業の一つとして、60 才以上の高齢者で就労意欲の旺盛な希望 者を会員登録し、臨時的かつ短期的な就業 機会の増大を図るため開設(平成 2 年 4 月)。	会員 279 人 受注件数 3,879 件 契約金額 185,571 千 円 (令和 2 年度)
		老人クラブ助成事業	老人クラブが行う活動経費の一部を助成す る。	74 クラブ 3,365 人 (令和 2 年度)
		笠岡ことぶき大学	生涯学習の立場から、高齢者の学習機会の 提供ひいては社会参加のきっかけの提供。	
		敬老会事業	敬老会実行委員会に委託し、市内 39 地区で 開催されている。	77 才以上の高齢者 8,388 人(令和 2 年 度) 委託料 1,200 円 /人 (市 700 円 社協 500 円)
		笠岡市 老人福祉センター	高齢者の健康増進、教養向上、レクレーシ ョン等の目的のために開設。運営は社会福 祉協議会による。	

	ハード事業	ふれあいハウス	デイサービスホーム整備事業として、老人の趣味、生きがいリフレッシュ活動を行う拠点として各地区に年次的に建設している。	平成元年度 大井 平成2年度 白石、北川 平成3年度 新山 平成4年度 横江、追分 平成5年度 陶山、竜宮荘 平成6年度 尾坂、金風呂 平成7年度 大浦、豊浦 平成8年度 神島、真鍋島 平成10年度 大島
		福祉バス運行事業	身体障害者、高齢者及び福祉事業全般の施策推進のため活用。平成2年5月から運行開始。	利用件数・人数 令和元年 40件 937人 令和2年 1件 21人
		ゲンキかさおか広場	高齢者等の体力増進やリフレッシュの場としての全天候型グラウンド。(愛称:ゲンキドーム)	
		認知症高齢者グループホーム「炉端の家」	家庭的な環境の中でお互いの残存能力を生かし、共同で普通の生活を昔ながらに営んでいただく。	定員 9人
認知症高齢者対策	共同生活の家	認知症介護研修センター	地域住民等に対する認知症高齢者の正しい理解に基づく介護技術の習得等の研修により、在宅介護の推進に寄与することを目的に開設。	令和2年度 研修日数 40日 利用人数 457人
	研修事業			

老人ホーム措置者調

令和3年4月1日現在

施設名		所在地	定員	笠岡市からの措置数	備考
養護老人ホーム	敬愛園	笠岡市	60人	23人	養護
	偕楽園	井原市	50人	2人	〃
	長楽荘	倉敷市	100人	3人	〃
	備前多聞荘	備前市	30人	2人	〃
	友楽園	岡山市	50人	2人	〃
	光寿園	広島県福山市	80人	1人	〃
	合計			33人	

9 障がい者福祉

○ 社会福祉協議会

(1) 障がい福祉関係の補助・助成

ア 団体への補助

岡山県障がい者スポーツ大会笠岡市選手団

イ 心身障害者扶養共済制度加入保険料助成事業

市内の岡山県心身障害者扶養共済制度に加入している方に対し、その保険料の掛金の一部を助成し、保護者の心の支えを助長するとともに、心身障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

	R1	R2
件 数	7 件	8 件
補助金額	233,568 円	281,587 円

○笠岡市

(1) 身体障がい者福祉

R3.4.1

項 目	説 明	内 容
1 身体障がい者手帳の交付	障がい程度により 1 級から 6 級に分けて手帳が交付される。	
2 自立支援医療費 (更生医療)の給付	身体障がい者手帳の所持者で、人工透析等の特定の障がいについての医療を受けている者に対して、日常生活能力、社会生活能力、または職業能力の回復・向上、もしくは増進をはかるために、費用の 1 割負担のうち自己負担分(障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を越える部分について公費で負担する。	平成 18 年 4 月 1 日より施行
3 身体障がい者(児)補装具の交付(修理・借受け)	身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完するもので、身体に装着(装用)して日常生活に用いる補装具の費用の支給(修理・借受け)をするもの。 なお、適性を示す医師の判定書が必要なものあり、定率 1 割負担、所得制限あり市民税課税状況により上限を設定。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。	
4 日常生活用具の給付 (貸与)	在宅の重度障がい者が、日常生活を営むことを容易にするため一般に普及していない用具(「ストマ」、「特殊寝台」等)を給付(貸与)して福祉の向上を図る制度。定率 1 割負担、所得制限あり市民税課税状況により上限を設定。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。	

5	岡山県心身障がい者医療費公費負担制度	重度の障がい者の医療費の自己負担分(原則1割、障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を超える部分について公費で負担する。対象は身障手帳1・2級、療育手帳A、身障手帳3級かつ療育手帳B(中度)を所持している方。 ただし、所得制限・年齢制限がある。	
6	岡山県心身障がい者扶養共済制度	1級から3級の障がい者を保護している者の万ーの場合を考えての保険制度で、一定の掛け金を納めて年金を受け取る制度。	
7	年金、手当等	障がい基礎年金 1級 975,125円／年額 " 2級 780,100円／年額 特別障がい者手当 27,200円／月額 障がい児福祉手当 14,790円／月額 特別児童扶養手当 1級 52,200円／月額 2級 34,770円／月額 児童福祉年金 重度 27,600円／年額 中度 24,000円／年額	
8	障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に、奨励金を1日200円支給する。	
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。	笠岡市地域生活支援事業
10	日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児(者)を預かり、見守り、社会に適應する簡易な訓練を行う。	笠岡市地域生活支援事業
11	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等、その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者等に手話通訳及び要約筆記の派遣等を行う。	笠岡市地域生活支援事業
12	地域活動支援センター(Ⅱ型)	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に雇用・就労が困難な在宅障がい者に、機能訓練、社会適應訓練、入浴等のサービスを実施するもの。	笠岡市地域生活支援事業
13	その他障がい者福祉対策	別表一覧表	

(2) 知的障がい者福祉

R3.4.1

項	目	説	明	内	容
1	知的障がい者療育手帳の交付	判定A=IQ35 以下の者及びIQ50 以下の者で身体障がい者 1 級から 3 級との重複者 判定B=IQ75 以下 【判定機関】 知的障がい者(18 才以上):知的障害者更生相談所 知的障がい児(18 才未満):倉敷児童相談所			
2	知的障がい児療育相談	知的障がいの幼児,児童,生徒の療育手帳にかかる相談及び生活や就学等の相談を行う。		倉敷児童相談所 井笠相談室で実施	
3	岡山県心身障がい者医療費公費負担制度	重度の障がい者の医療費の自己負担分(原則 1 割,障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を超える部分について公費で負担する。対象は身障手帳 1・2 級,療育手帳A,身障手帳 3 級かつ療育手帳 B(中度)を所持している方。 ただし,所得制限・年齢制限がある。			
4	岡山県心身障がい者扶養共済制度	知的障がい者(児)を保護している者の万ーの場合を考えての保険制度で,一定の掛け金を納めて年金を受け取る制度。			
5	年金,手当等	障がい基礎年金 1 級 975,125 円／年額 " 2 級 780,100 円／年額 特別障がい者手当 27,200 円／月額 障がい児福祉手当 14,790 円／月額 特別児童扶養手当 1 級 52,200 円／月額 2 級 34,770 円／月額 児童福祉年金 重度 27,600 円／年額 (療育手帳所持児童) 中度 24,000 円／年額			
6	障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に,奨励金を 1 日 200 円支給する。			
7	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出,余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。		笠岡市地域生活支援事業	
8	日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児(者)を預かり,見守り,社会に適応する簡易な訓練を行う。		笠岡市地域生活支援事業	
9	地域活動支援センター(Ⅲ型)	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ,創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行う。		笠岡市地域生活支援事業	
10	その他障がい者福祉対策	別表一覧表			

(3) 精神障がい者福祉

R3.4.1

項 目	説 明	内 容
1 精神障がい者 保健福祉手帳の交付	障がい程度により 1 級から 3 級に分けて手帳が交付される。	
2 自立支援医療費(精神通院) 制度	精神障がいの適正な医療の普及を目的とし、通院に係る医療費が 1 割負担となる制度。 (所得の低い方や重度かつ継続治療の方には自己負担上限額あり)	
3 障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に、奨励金を 1 日 200 円支給する。	
4 岡山県心身障がい者 扶養共済制度	身体障がい 1 級から 3 級又は知的障がいと同程度と認められる障がい者を保護している者の万ーの場合を考えての保険制度で、一定の掛け金を納めて、年金を受け取る制度。	
5 年金、手当等	障がい基礎年金 1 級 975,125 円／年額 " 2 級 780,100 円／年額 特別障がい者手当 27,200 円／月額 障がい児福祉手当 14,790 円／月額 特別児童扶養手当 1 級 52,200 円／月額 2 級 34,770 円／月額	
6 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。	笠岡市地域生活支援事業
7 日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児(者)を預かり、見守り、社会に適応する簡易な訓練を行う。	笠岡市地域生活支援事業
8 地域活動支援センター (I 型)	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するもの。	笠岡市地域生活支援事業
9 その他障がい者福祉対策	別表一覧表	

(4)障がい福祉サービス

※市内に事業所のあるサービスのみ抜粋

ア 訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に対して、居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障害の人に対して、外出時に同行して支援を行う。

イ 日中活動系サービス

短期入所	障がい者支援施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを利用する。
生活介護	昼間、介護が必要な人に対して、施設等において食事、入浴、排せつの介護や創作活動を提供する。
就労移行支援	一般企業等への雇用が見込まれる人に対して、就労に必要な能力を修得するための訓練を行うサービス。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行う。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、生産活動の場を提供する。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人に対して、就労に伴う課題の解決に向けて必要な支援を行う。

ウ 居住系サービス

施設入所支援	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場で、日常生活上の援助を必要とする人に対して、相談や援助を行う。

エ 相談支援

計画相談支援(特定)	障害福祉サービス等を利用する人に対して、サービスの支給決定のため利用計画案を作成し、サービス事業所等との連絡調整を行う。
------------	--

(5)障がい児通所支援等

※市内に事業所のあるサービスのみ抜粋

児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応のための訓練を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への対応のための支援を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対し、生活能力の向上のための訓練を行う。
計画相談支援(障がい児)	障害児通所支援等を利用する児童に対して、サービスの支給決定のため利用計画案を作成し、通所開始後の支援を行う。

障 が い 者 手 帳 所 持 者 数

1 笠岡市の身体障がい者(児)手帳所持者数

R3.4.1 現在(単位:人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視覚障がい	51	42	11	13	16	7	140
聴覚・平衡機能障がい	20	30	29	35	3	83	200
音声・言語・そしゃく 機能障がい	0	1	13	11	0	0	25
肢体不自由障がい	176	158	141	297	111	61	944
内部障がい	445	7	62	140	0	0	654
合 計	692	238	256	496	130	151	1,963

2 笠岡市の知的障がい者(児)療育手帳所持者数

R3.4.1 現在(単位:人)

区 分	療育手帳A	療育手帳B	合 計
18 才未満	23	52	75
18 才以上	128	272	400
合 計	151	324	475

3 笠岡市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数

R3.4.1 現在(単位:人)

1 級	2 級	3 級	合 計
37	271	72	380

身体障がい福祉制度一覧表

(※は知的障がい者 ◎は精神障がい者にも該当)

1 公共料金の割引

R3.4.1

制 度	内 容	窓 口
※ JR運賃	1 種の方は付添者と共に利用する場合半額(本人のみの場合は片道 101km 以上半額) 2 種の方は本人のみ(片道 101km 以上に限る)半額	JRの各駅
※ 民間バス運賃 ◎	市外(岡山県内)では、乗車時に身体障がい、療育、精神保健福祉手帳の呈示により、運賃半額	バス会社
	井笠バスカンパニーの路線バスで市内分は無料。 乗車時に身体障がい、療育、精神保健福祉手帳とバス無料券を呈示	福祉事務所
※ 民間船運賃 ◎	島しょ部に住所のある方に市内定期旅客船利用の無料券年 48 枚(月 3 回以上の継続した通院が必要な場合は年 96 枚、就労訓練を目的とした通所者には必要とする枚数)を交付	〃
※ タクシー料金	料金 1 割引(手帳呈示による)	市内タクシー
	基本料金無料券年 48 枚を交付(身障 1・2 級又は療育手帳所持者で所得税非課税世帯) ※ただし、透析患者は除く	福祉事務所
※ はりきゅうマッサージ 施術費助成	助成券年 24 枚を交付(身障 1～3 級又は療育手帳所持者で所得税非課税者) ※市内の指定の施術所のみ	〃
※ 航空運賃 ◎	1 種は本人付添者共割引 2 種は本人のみ割引 (療育手帳は航空割引の証明印が必要)	航空会社
※ 有料道路通行料金	通常料金の半額 (1 種は本人又は介護者の運転、2 種は本人の運転のみ) (療育 A は介護者の運転のみ)	福祉事務所
ファックス維持費	聴覚、音声又は言語障がい 3 級以上の者が契約者の時、月額基本料金を助成する	〃
※ 放送受信料減免 ◎	全額免除： 本人の属する世帯全員が市町村民税非課税世帯 半額免除： 身障 1・2 級、療育 A、精神 1 級で本人が世帯主の場合又は視覚・聴覚障がい本人が世帯主の場合	NHK 福祉事務所
※ NTT無料番号案内 ◎	視覚 1～6 級、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい)1～2 級、療育、精神手帳所持者(事前登録必要)	NTT
点字郵便無料扱い	点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(ただし、3kg 以内のもので一部を開封)	郵便局
※ 青い鳥郵便葉書 無償配布	身障 1・2 級又は療育 A の手帳所持者 申請期間 毎年 4/1～5/31	〃
透析患者交通費助成	透析のため通院している人に対し月額 2,500 円の交通費助成を行う(所得税非課税者)	福祉事務所

2 用具の給付		
補装具の交付 (修理・借受け)	身体上の障がいを補うための補装具の費用の支給(修理・借受け)を行なう。更生相談所の判定を要する場合あり (定率 1 割負担,所得制限及び市民税額により上限あり) 介護保険優先の補装具もある。	福祉事務所
日常生活用具給付	在宅の重度障がい者に対し,ストマや特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 (定率 1 割負担,所得制限及び市民税額により上限あり) 介護保険優先の日常生活用具もある。	〃
3 医療・年金・税金		
自立支援医療 (更生医療)	身障手帳の所持者で,人工透析等特定の障がいについて医療を受ける者に自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	福祉事務所
自立支援医療 (育成医療)	厚生労働省令で定める身体障がいのある障がい児の健全な育成を図り,生活能力を得るための必要な医療を受ける者に,自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	〃
制 度	内 容	窓 口
自立支援医療 ◎ (精神通院医療)	精神障がいのため,通院医療が必要と診断,認定を受けた者に自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	福祉事務所
※ 岡山県心身障がい者医療費公費負担制度	心身障がい者に適用(所得制限及び年齢制限あり) 身障 1・2 級,又は療育 A,又は身障 3 級かつ療育 B(中度)の所持者	市民課
※ ◎ 障がい児福祉手当	在宅障がい児で常時介護を必要とする者(所得制限あり)	福祉事務所
※ 特別障がい者手当	在宅で重度の障がい重複し,常時介護を必要とする者(所得制限あり)	〃
※ ◎ 特別児童扶養手当	20 歳未満の障がい児(身障 1～3 級,4 級の一部と同程度)を扶養する者に手当を支給 (所得制限あり)	〃
※ 笠岡市児童福祉年金	20 歳未満で身障 3 級以上及び療育 B(中度)以上の障がい児童を監護するものに支給 (障がい児福祉手当と併給できません)	〃
※ ◎ 障がい基礎年金	重度心身障がい者の方は,該当になる場合があります	市民課 倉敷西年金事務所
※ 障がい厚生年金	重度心身障がい者の方は,該当になる場合があります	倉敷西年金事務所
※ ◎ 税の控除	所得税における所得控除 (障がい者控除 27 万円,特別障がい者控除 40 万円) (特別障がい者控除とは,身障 1・2 級,療育 A,精神 1 級の手帳)	笠岡税務署
	市民税における所得控除 (障がい者控除 26 万円,特別障がい者控除 30 万円) (特別障がい者控除とは,身障 1・2 級,療育 A,精神 1 級の手帳)	税務課
※ ◎ 税の減免	自動車取得税,自動車税(普通自動車が対象)の減免	岡山県自動車税事務所
	軽自動車税の減免	税務課
※ ◎ 利子課税の減免	銀行預金,国債など各 350 万円まで非課税	金融機関

4 その他の制度		
自動車改造費助成	障がい者が使用するため購入した車の操向装置及び駆動装置に改造を要するとき、その改造費を 10 万円まで助成	福祉事務所
※ 駐車禁止除外 ◎ 指定車の申請	心身障がい者等の本人に標章を交付 (障害・等級等に条件あり)	警察署
※ 生活福祉資金貸付 ◎	生業費、支度費、技能修得費、通勤自動車購入費等を貸付ける	福祉協議会
※ 公 営 住 宅 ◎	同一団地・区分において、募集戸数が 5 戸以上の場合、5 戸につき 1 戸が優先入居の対象となる (障がい等級に条件あり)	都市計画課
	入居世帯に身体障がい者等の手帳所持者がいた場合に、等級等により家賃の減額あり(市県民税非課税世帯)	〃
※ 障がい者扶養共済 ◎	掛金により、障がい者(1 級～3 級と同程度)の扶養者が万一の場合、残された障がい者に年金を支給	福祉事務所
※ 障がい者スポーツ ◎ 大会	毎年春に障がい者の方が参加して岡山県大会が実施される	〃
※ ほっとパーキング ◎ おかやま	歩行が困難な方に対象駐車場の優先駐車利用証を発行 (障がいの程度に制限あり)	〃
※ 介護慰労金 ◎	18 歳以上の重度の障がいがある方を、同居で介護されている方に対して支給	〃

10 災害見舞,資金貸付,法外援護

○ 社会福祉協議会

(1) 緊急援護資金貸付金(※1件 5万円以内)

低所得世帯を対象に,生活再建のための生活費の一部を上限5万円まで貸付しています。

(2) 生活福祉資金貸付(県社協業務)

低所得・障害者・高齢者世帯で,生活を再建するための資金の貸付申請のための相談窓口を開催しています。

(3) 災害見舞金の給付

災害により被災した市民に対し,災害見舞金等を給付して被災者を激励します。

	R1 年度	R2 年度
件 数	185 件	8 件
金 額	945,000 円	70,000 円

(4) 入学支度資金貸付事業

市内に居住する者で,大学進学(修業年限4年以上)に際し入学資金が不足すると認められる者に対し,入学支度資金の貸付を行い,将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的としています。(貸付限度額 50万円)

○ 笠岡市

(1) 災害見舞,資金貸付,法外援護

ア 災害援護

災害見舞 火災,水害等による被災者に対し,次のとおり見舞いを行う。

災害の 程度	市		日 赤	
	品 目	家族数	品 目	数量
全焼 全壊 全流失	見舞金 30,000円,準世帯 10,000円	限定なし	毛布 緊急セット	1名につき1枚 1世帯(4名)につき1セット
半焼 半壊	見舞金 20,000円,準世帯 10,000円		バスタオル	1名につき1枚
床上浸水	見舞金 10,000円,準世帯 10,000円			
死亡	弔慰金 50,000円	1名	弔慰金	20,000円
負傷	見舞金 15,000円	1名		

令和2年度災害見舞状況 笠岡市災害見舞金等給付規則(第4条)

市からの見舞金 7件 230,000円

イ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けた被害者に次のような弔慰金の支給及び援護資金の貸付を行う。

区 分	金 額	笠岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
災 害 弔 慰 金	500万円(又は250万円)	(第5条)
災害援護資金	150万円～350万円	(第13条)

ウ 法外援護

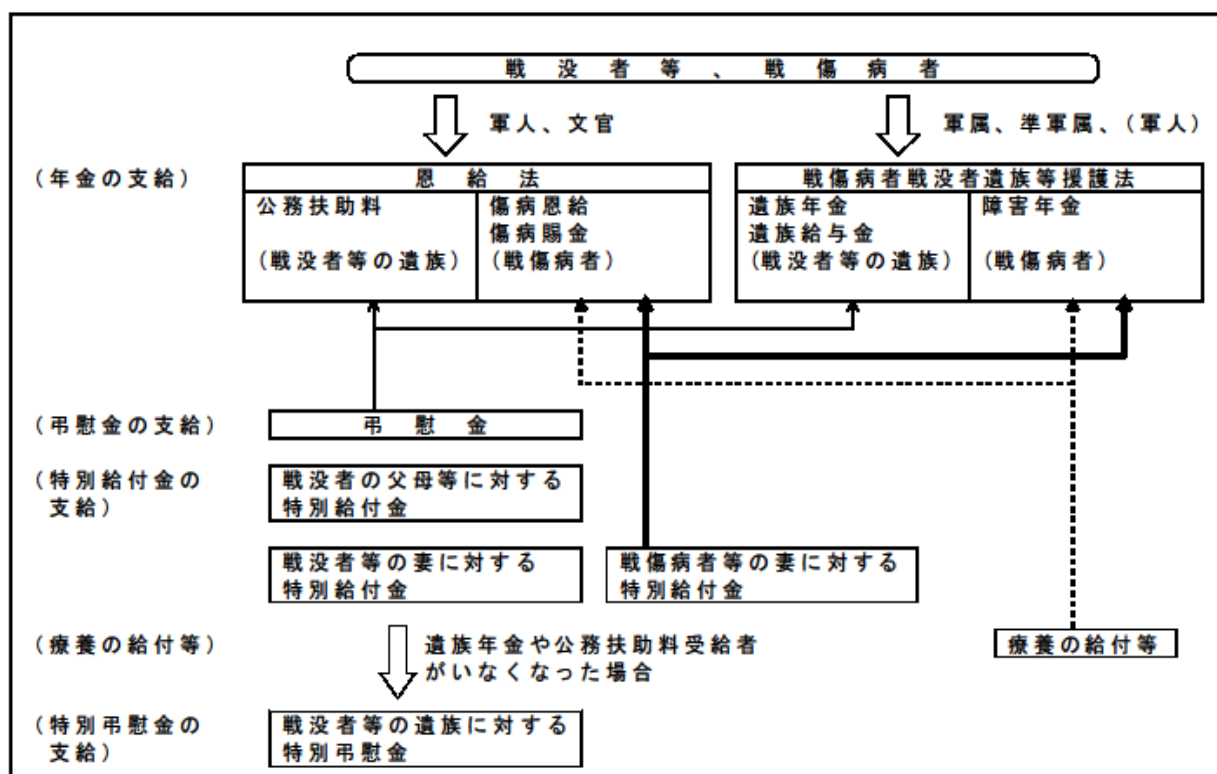
(ア) 無銭旅行者援護…失職等による帰郷、求職による無銭旅行者に移送援助を行う。

鴨方駅(山陽本線上り)、福山駅(山陽本線下り)までの、普通回数券を支給する。

(1) 行旅病人援護…一時的な行旅病人の保護をおこない、身元の照合等を行い、必要に応じ生活保護を実施する。

(ウ) 行旅死亡人処置…身元不明の死亡人の処置を行う。

戦没者遺族等、戦傷病者に対する援護体系



★JR乗車券類引換証の交付

戦傷病者(介護者)に、障がいの程度に応じて、JR乗車券・急行券・特急券が無料になる引換券を交付

11 その他

○ 社会福祉協議会

(1) かさおか権利擁護センター

認知症、知的障がい又は精神障がい等の理由により、判断能力が低下している方に対して成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、本人の権利が侵害されないように次の支援を行うため、平成23年4月に開設し笠岡市及び里庄町の方を対象に事業を実施しています。

ア 権利擁護に関する制度の利用に関する相談

相談件数(延べ件数)

	相談件数	内 訳	
		笠岡市	里庄町
R1 年度	215 件	213 件	R1 年度
R2 年度	179 件	167 件	R2 年度

イ 法定後見制度の申立て支援事業

支援件数(実件数)

	R1 年度		R2 年度	
法定後見申立て支援	11 件		14 件	
笠岡市長申立て	7 件	7 件	10 件	10 件
里庄町長申立て	0 件		0 件	
親族による申立て	4 件		4 件	

ウ 法人後見事業(法人として成年後見人等を受任)

法人後見受任件数(R3.3.31 現在)

受任件数	内訳			新規受任件数	終結件数
	後見類型	保佐類型	補助類型		
26 件	17 件	8 件	1 件	5 件	6 件

エ 市民後見推進事業

市民後見人養成課程受講者数

笠岡市第6期・里庄町第5期 (養成期間: R1~2 年度)	2 人
笠岡市第5期・里庄町第4期 (養成期間: 29~30 年度)	6 人

市民後見人バンク登録者数

笠岡市	16 人
里庄町	5 人
合計	21 人

オ 日常生活自立支援事業(※笠岡市のみ対象)

市内在住で、認知症や障がいなどの理由によって判断能力に不安を感じている方を対象に、本人との契約に基づいて福祉サービスの手続きや、お金の出し入れ、書類等の預かりの手伝いをしています。

福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス	利用料は1時間まで 1,100 円。1時間を超える場合は、30 分ごとに 550 円加算。生活支援員がお手伝いするときにかかる交通費(駐車場代含む)、実費が必要。
書類等の預かりサービス	5,000 円／年

実利用者数(R3.3.31 現在)

	R1 年度	R2 年度
認知症高齢者	5 人	4 人
知的障がい者	11 人	11 人
精神障がい者	9 人	7 人
その他	1 人	1 人
合 計	26 人	23 人

(2) 老人福祉センター

高齢者・障がい者などが、レクリエーション活動や地域福祉活動の拠点として気軽に利用できる施設として運営を行なっています。

ア 多様な相談に対応するための、相談・ミーティングルームの設置

イ 入浴施設、トレーニングルームの設置

利用人数

利用人数		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
老人福祉センター	貸館	9,046	11,335	11,598	9,240	7,142
	入浴	6,464	6,999	7,380	7,925	5,870
ゲンキかさおか広場		5,557	5,534	5,138	4,575	3,484
合 計		21,067	23,868	24,116	21,740	16,496

休館日 第3日曜日の翌日を除く月曜日、第3日曜日、祝日(敬老の日は除く)、年末年始

連絡先 笠岡市老人福祉センター(笠岡市社会福祉協議会)

笠岡市十一番町15 電話 62-4353

(3) 保健センター

指定管理者として、笠岡市より業務受託し管理運営業務を行っています。

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
大研修室 (ギャラリーホール)	件数	175	187	183	183	149
	人数	17,823	19,587	20,057	18,400	5,726
研 修 室	件数	256	280	267	263	165
	人数	8,422	9,374	9,901	9,653	3,876
合 計	件数	431	467	450	446	314
	人数	26,245	28,961	29,958	28,053	9,602

休館日 毎週木曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

連絡先 笠岡市保健センター(笠岡市地域包括支援センター)

笠岡市十一番町1-3 電話 62-5701

○ 笠岡市

(1) 笠岡市福祉基金助成事業一覧

R3.4.1

助成事業の種類		助 成 対 象 事 業	助成対象経費	助 成 額
1	身体障がい者・知的障がい者等交通費助成事業			
	(1) タクシー料金助成事業	所得税非課税世帯の者で、身体障がい者手帳(1・2 級)及び療育手帳を所持している者に対し、タクシーの基本料金無料券を交付する。ただし内部障がい者(透析患者)は除く。	一乗車につき 中型タクシー利用料金	中型タクシー1回の基本料金の乗車券を年 48 枚以内
	(2) 心身障がい者(児)定期路線バス交通費助成事業	市内に住所を有する心身障がい者等に対し、市内の路線バスを無料で利用できる乗車券を交付する。	委託料	委託料 年間 3,800,000 円
	(3) 心身障がい者(児)定期旅客船交通費助成事業	島しょ部に住所を有する心身障がい者等に対し、高速船を除く市内定期旅客船の無料乗船券を交付する。	一乗船につき 普通旅客船運賃	普通旅客船運賃(重度心身障がい者(児)が車両での通院が必要と確認された場合で、かつ市内定期貨客船を利用する場合は、付添い人の運賃及び車両航送料を含む。)の乗船券を年 48 枚以内とする。ただし、次の各号に掲げる者については、各号に掲げる枚数 ア 医師の診断書等により、月に 3 回以上の通院が必要と確認された者は年 96 枚以内 イ 事業所の証明書等により、就労訓練を目的として、就労移行支援事業、就労継続支援事業(B型)及び地域活動支援センター事業(I 型又はⅢ型)を行う事業所への通所が確認された者は、通所に要する枚数を別に加える
2	寝たきりの身体障がい者介護助成事業	本市に 1 年以上住所を有する在宅者かつ寝たきりの心身障がい者のうち、障がい支援区分が 5 以上と認定された者で、介護保険法の施策の対象とならない者の介護を、当該年度に引き続き 6 箇月以上行っている同居の所得税非課税世帯に対して支給する。		一人年額 50,000 円

助成事業の種類	助 成 対 象 事 業	助成対象経費	助 成 額
3 聴覚障がい者用ファックス維持費助成事業	聴覚、音声又は言語機能障がい3級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として通信用ファックスを設置している者に対して、その基本料金を助成する。	ファックス基本料	月額基本料金以内
4 ボランティアグループの育成及び活動費助成事業	障がい者(児)、老人、母子(父子)家庭、養護施設入所者(児)の自立と社会参加を促進するボランティアグループ(5人以上)の育成及び継続して行う福祉ボランティア活動の実施に要する経費の一部を助成する。	資材、交通費、ボランティア保険料等	年 100,000 円以内
5 福祉電話維持費助成事業	電話等の連絡設備のない市民税非課税世帯で、1人暮らしの65歳以上の者、又は65歳以上で寝たきりの配偶者とのみ生計を共にしている者、又は重度の身体障がい者(1・2級)に対して、福祉電話の費用の一部を助成する。	電話設置費及び使用料	設置等工事費及び月額基本料金以内
6 はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	市内に住所を有する者で身体障がい手帳(1～3級)又は療育手帳を所持する者(所得税非課税者)、及び65歳以上の者(所得税非課税世帯)が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項に規定する免許を有する市内の施術所で利用できる助成券を交付する。	施術費	施術利用助成券(1,100円)を年24枚以内
7 重度心身障がい者成人祝金助成事業	市内に住所を有する者で身体障がい者手帳(1～2級)及び療育手帳(A)を所持している者が20歳を迎えた時に支給する。	祝金	1人 30,000円
8 原子爆弾被爆者見舞金助成事業	本市に1年以上住所を有する者で、被爆者健康手帳所持者に対して支給する。	見舞金	1人 年間 10,000円
9 透析患者交通費助成事業	本市に住所を有する者で、障がい者手帳を所持し、透析のため通院している者に対して交通費を助成する。(所得税非課税者)	助成金	月額 2,500円
10 島しょ部高齢者通院交通費助成	島しょ部に住所を有する高齢者(70歳以上所得税非課税世帯)が月1回以上継続して通院のため市内定期旅客船(高速船を除く)を利用の際、その復路運賃の無料乗船券を交付する。	一乗船につき普通旅客船運賃(復路のみ。券の利用時には医療機関の証明が必要。)	普通旅客船運賃の乗船券を年24枚

資 料

2020年度笠岡市社会福祉協議会活動集計表

金付寄

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
寄付金	寄付件数	6件	5件	3件	5件	4件	3件	1件	3件	7件	1件	5件	4件	47件
	寄付金額	129,950円	80,000円	40,000円	175,000円	71,750円	55,000円	30,000円	60,000円	170,000円	7,000円	240,000円	99,036円	1,157,736円
	指定寄付件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	9件	7件	7件	1件	0件	0件	24件
	指定寄付金額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	98,470円	233,000円	77,050円	1,000円	0円	0円	409,520円

費
金

事業名		実績	目標額	目標達成率
社協会費	普通会費	6,581,000円	7,000,000円	94.0%
	賛助会費	615,000円	600,000円	102.5%
	特別会費	630,000円	600,000円	105.0%
	合計	7,826,000円	8,200,000円	95.4%

指定管理業務

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
老人福祉 センター・元氣ドーム	利用件数	205件	91件	568件	630件	630件	484件	664件	664件	715件	637件	659件	830件	6,777件
	利用者数	455人	208人	1,537人	1,581人	1,488人	1,590人	1,838人	1,717人	1,534人	1,272人	1,391人	1,885人	16,496人
保健センター	利用件数	2件	4件	20件	35件	44件	36件	58件	42件	41件	2件	2件	28件	314件
	利用者数	28人	37人	480人	960人	1,231人	851人	2,449人	1,378人	1,139人	30人	30人	989人	9,602人
サンライフ	利用件数	29件	8件	147件	176件	135件	138件	141件	124件	125件	147件	148件	143件	1,461件
	利用者数	261人	57人	1,395人	1,383人	1,123人	1,332人	1,497人	1,295人	1,283人	2,575人	2,721人	1,646人	15,568人

地域支援係

[illegible]

地域福祉係

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出	車いす	11件	4件	4件	6件	6件	5件	11件	7件	4件	4件	7件	2件	71件
	チャイルドシート	2件	1件	5件	4件	2件	2件	4件	4件	件	2件	2件	1件	29件
	ジュニアシート	3件	件	件	5件	件	1件	2件	件	1件	1件	2件	1件	16件
	相談件数(総数)	55件	58件	48件	47件	37件	41件	40件	38件	33件	56件	55件	142件	650件
相談 提供 貸付	法律相談	3件	3件	4件	3件	4件	4件	4件	4件	2件	2件	4件	4件	41件
	ほのぼの・一般相談	52件	55件	44件	44件	33件	37件	36件	34件	31件	54件	51件	138件	609件
	緊急保護貸付件数	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	1件	0件	4件
	フードバンク提供件数	11件	7件	11件	11件	13件	11件	17件	7件	13件	10件	12件	17件	140件
地域福祉活動	高齢者サロン	37カ所 280人	36カ所 291人	122カ所 1,110人	177カ所 1,974人	120カ所 1,510人	190カ所 2,047人	192カ所 2,317人	167カ所 2,368人	174カ所 2,218人	107カ所 1,119人	12カ所 111人	55カ所 620人	1,389カ所 15,965人
	子育てサロン	0カ所 0人	0カ所 0人	1カ所 17人	2カ所 64人	1カ所 13人	2カ所 49人	2カ所 58人	1カ所 23人	8カ所 480人	1カ所 9人	1カ所 23人	0カ所 0人	19カ所 736人
	友愛訪問	3回 175人	2回 147人	3回 166人	1回 89人	2回 119人	1回 76人	5回 300人	2回 129人	9回 776人	0回 0人	0回 0人	2回 85人	30回 2,062人
	島嶼部 介護予防事業	開催回数 参加人数	0回 0人	0回 0人	4回 38人	10回 156人	12回 152人	15回 203人	15回 185人	15回 208人	16回 219人	12回 144人	14回 171人	15回 222人
生きがい デイサービス	福祉用具 リサイクル 登録情報 マッチング数	14件 7件 14件	5件 19件 5件	13件 17件 15件	10件 16件 10件	21件 13件 21件	13件 7件 13件	30件 19件 18件	4件 19件 4件	11件 2件 11件	10件 8件 9件	27件 4件 20件	12件 10件 18件	170件 141件 158件
	開催回数 参加人数	5回 32人	0回 0人	11回 77人	10回 71人	8回 61人	11回 80人	12回 83人	10回 72人	10回 71人	9回 60人	10回 64人	11回 75人	107回 746人
	開園日数 利用者数	25日 100人	23日 73人	26日 81人	25日 78人	22日 91人	24日 74人	27日 77人	23日 66人	21日 71人	22日 64人	16日 61人	7日 21人	261日 857人
	ことぶき大学	開催回数 参加人数	5回 41人	0回 0人	21回 260人	21回 256人	18回 209人	20回 269人	21回 254人	23回 242人	20回 214人	19回 196人	21回 247人	23回 241人
生活支援体制	サポーター派遣回数	63回	53回	75回	69回	77回	65回	72回	67回	71回	68回	58回	76回	814回
福祉学習	開催回数	0回	0回	0回	0回	0回	1回	5回	2回	2回	2回	0回	0回	12回

かさおか権利擁護センター

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
権利擁護センター相談件数	受任件数	13件	15件	20件	19件	12件	15件	14件	15件	15件	18件	13件	10件	179件
	うち 新規受任件数	27件	27件	27件	26件	26件	28件	28件	28件	27件	27件	27件	26件	26件
	終了件数	0件	0件	0件	0件	0件	2件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	5件
法人後見	申立て件数	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	0件	2件	0件	6件
	契約件数	1件	0件	4件	2件	0件	0件	2件	1件	2件	1件	1件	0件	14件
	うち 新規契約件数	26件	26件	25件	25件	25件	25件	25件	25件	25件	25件	23件	23件	23件
日常生活 自立支援事業	受任件数	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
	うち 新規受任件数	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	4件
	終了件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	2件

地域包括支援センター

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援事業	相談件数	298件	254件	370件	408件	326件	341件	390件	307件	394件	354件	331件	431件	4,204件
	相談場所	30件	19件	27件	36件	31件	31件	42件	12件	29件	26件	31件	36件	350件
	相談件数	166件	181件	191件	202件	207件	217件	241件	161件	217件	169件	174件	256件	2,382件
	訪問	91件	45件	134件	157件	86件	86件	91件	121件	127件	137件	109件	127件	1,311件
	その他	11件	9件	18件	13件	2件	7件	16件	13件	21件	22件	17件	12件	161件
	相談内容(重複有)	380件	319件	464件	496件	420件	460件	625件	405件	532件	454件	424件	567件	5,546件
	介護相談	176件	129件	238件	213件	202件	232件	390件	237件	259件	225件	188件	253件	2,742件
	福祉相談	33件	33件	27件	56件	43件	48件	62件	37件	56件	44件	61件	62件	562件
	介護予防	0件	12件	1件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	2件	0件	18件
	認知症	38件	12件	45件	52件	43件	38件	36件	27件	70件	54件	30件	50件	495件
権利擁護事業	健康医療	64件	49件	66件	95件	65件	62件	61件	51件	70件	45件	81件	114件	823件
	虐待・権利擁護	19件	19件	24件	31件	20件	17件	13件	1件	25件	11件	12件	17件	209件
	その他	50件	61件	58件	49件	46件	59件	61件	50件	45件	72件	47件	63件	661件
	高齢者以外の相談	0件	4件	5件	0件	0件	4件	2件	1件	7件	2件	3件	8件	36件
	実態把握訪問回数	10件	9件	45件	39件	36件	51件	51件	112件	73件	76件	57件	38件	597件
	成年後見制度	0件	0件	0件	1件	1件	2件	2件	1件	2件	0件	1件	0件	10件
	日常生活自立支援事業	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	老人福祉施設措置	0件	0件	0件	6件	0件	0件	0件	1件	0件	4件	1件	0件	12件
	高齢者への虐待対応	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
	介護保険による入所等	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
包括的・継続的マネジメント	消費被害防止	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	その他	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件
	ケアマネへ個別相談支援	32件	56件	50件	71件	68件	65件	49件	60件	59件	55件	36件	40件	641件
	ケアプランチェック・評価	60回	96回	43回	54回	59回	43回	57回	64回	65回	52回	47回	46回	686回
	審査決定件数	610件	625件	625件	640件	647件	640件	644件	641件	659件	658件	661件	644件	7,694件
	審査決定額	2,680,100円	2,756,750円	2,717,750円	2,809,400円	2,833,570円	2,785,400円	2,808,640円	2,804,710円	2,894,290円	2,883,980円	2,887,910円	2,802,640円	33,665,140円
	介護予防支援費	406件	390件	376件	395件	391件	384件	384件	398件	395件	391件	375件	382件	4,667件
	介護予防ケアマネジメント費	1,773,860円	1,716,900円	1,656,560円	1,729,450円	1,724,210円	1,700,040円	1,709,040円	1,757,380円	1,744,450円	1,715,210円	1,637,250円	1,679,420円	20,543,770円



社協概要

令和3年度

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（略称：社協）は、社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的として、全国各県・市町村を単位に設置された、公益性・公益性の高い「民間の福祉団体」です。

住民、ボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関などと一緒に「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

福岡市社協は、1966年（昭和41年）4月に設立（前身の財団法人は昭和27年に設立）福岡市民の協力により、地域福祉のセンターとしてみんなの力でみんなを支えるふれあいネットワークとして活動しています。

社協の組織

社協一般会員の加入世帯数は13,154世帯で地域福祉推進のため、市内に20の社協支部を組織し、20人の支部長と13人の理事、15人の幹事とで構成・運営しています。

あなたも社協の会員に

こうした活動を行う社協は市民の皆様の会員会費により、地域福祉を推進しています。

みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくりのため、ご協力をお願いします。

- 普通会費 一世帯あたり 年 500円
- 賛助会費 一人あたり 年 1,000円
- 特別会費 一口あたり 年 5,000円

随時受け付けています。

団体等への助成、災害見舞金

地区敬老会、子ども会育成連絡協議会、青少年健全育成連絡協議会、更生保護女性会、若人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、岡山県障害者スポーツ大会選手団参加費、社会を明るくする運動などへの助成を行っています。また、住居が被災した方へ見舞金をお渡ししています。

お問い合わせ先 62-3507

困りごと相談

一人でお悩まず、まずはお気軽にご相談を！

○無料法律相談（弁護士相談）
※毎月第3金曜日（1人30分要予約、年度内1人1回まで）

○居のほの相談（一般相談）
・民生委員による相談（水10:00～15:00）
・ソーシャルワーカーなど社協職員による相談
月曜日～金曜日 8:30～17:15

お問い合わせ先 62-3507

資金貸付

○緊急援助資金・生活福祉資金貸付（審査あり）
・住所等世帯で緊急一時的なお金の貸付
・その他疾病や進学等の一時経費等
○入学金支援資金貸付（審査あり）
・福岡市民で4年生大学進学の際の経費

お問い合わせ先 62-3507

生活支援サポート事業

日常生活の中で「ちょっと困っていること」や「誰かと一緒にできること」などを、生活支援サポートが本人と一緒にやり取りし手伝いする事業です。

生活支援サポートは「サポート・養成講座」を修了した住民ボランティアの方です。

- 利用料 30分200円
- 主な活動内容
掃除、簡単な家事、外出同行、買い物代行

お問い合わせ先 62-3507

食べ物支援

個人や企業・施設から食料などのご寄付をいただき、必要な方へ無償提供しています。

○一時的に生活費が足りなくなった家庭
○子育て中の家庭
○下宿中の学生

お問い合わせ先 62-3507

社協支部への助成

地域の福祉課題に 대응するため、小学校区毎に設置している社協支部に助成金や補助金をお渡しし、活動を応援しています。 お問い合わせ先 62-3507

訪問活動・いのちのバトン

社協支部を中心に、地域にお住まいの高齢者の方等に年末訪問をしたり、緊急情報キット（いのちのバトン）を配布しています。

ふれあいいきいきサロン

身近な地域において、気軽に外出して仲間づくりをしたり、一緒に食事をしたりするなど、ふれあい、交流することができるとのことです。

福岡では現在約140カ所で社協支部により運営しています。

子育てサロン

子供と一緒に立ち寄って、おしゃべりでき、ホッと息抜きできる場所として開催しています。

福祉用具リサイクル

ベビーカー・ベビーラック・ベビーシート・チャイルドシート・車イス・押し車など、福祉用具でまだ使えるけど、不要になったものを社協に登録して必要の人にお渡ししています。

お気軽に、お問い合わせください。

お問い合わせ先 62-3507

ボランティア

各種ボランティアに参加していただくと、関係する方やボランティアが必要（施設）とを、調整しています。また福祉教育の一環として夏のボランティア体験など実施しています。

福祉ボランティアとして活動されている団体

- 福岡手話サークル
- 福岡点字サークル
- 福岡音楽の会
- 福岡ヘルスボランティアの会
- 福岡要約筆記サークル
- 福岡手引きの会
- 福岡送迎ボランティア
- 福岡市白百合の会
- 福岡聴覚ボランティアの会
- 福岡ボランティアあじさいの会 など

また、災害ボランティア養成講座や災害ボランティアの登録などを行っています。

お問い合わせ先 62-3507

生きがいデイサービス

家に同じくもりの高齢者（60歳以上）に対して、健康チェック、介護予防体操、入浴サービス、給食サービス、レクリエーション等の生きがい活動や簡単な作業等による日常生活訓練の各種サービスを提供することにより、同じくもりの予防や機能維持を図ることを目的としています。

月2回程度 1日4時間（10時～14時）
利用料 500円程度（厚着代等）

お問い合わせ先 62-3507

利用相談先 62-6662

機材等貸出

車イス・チャイルドシート・ジュニアシートの無償貸出を行っています。

また、非営利の活動で使用できるサロン道具やイベント機材をお貸ししています。

お問い合わせ先 62-3507

共同募金

赤い羽根運動・歳末助け合い運動

毎年10月1日から12月31日まで全国一斉に始まる『赤い羽根共同募金』の事務局をしています。
12月に歳末助け合い運動も行っています。これは新たな年を迎える時期に支援を必要とする人達（ひとり親家庭の子ども・障がい者等）へ献金をお渡ししています。

お問い合わせ先 62-3507

ことぶき大学

市内在住の高齢者（80歳以上の方）の生きがいと健康づくりの増進、社会参加の促進を目的に開催しています。

受講したい方、詳しく知りたい方はお気軽にご連絡ください。

講座名

俳句	短歌	書道	民謡
陶芸	木彫	教養	ゲートボール
社交ダンス	フラダンス	手踊り	太極拳
鶴太鼓	川柳	被服リフォーム	

お問い合わせ先 62-3507

在宅介護リフレッシュ事業

介護者の会（愛称：そよ風の会）を組織し、毎月介護者同士の交流会をもちながら、年2回リフレッシュ旅行などを企画しています。

お問い合わせ先 62-3507

健康長寿愛らんど事業

島崎部の高齢者の介護予防として、いきいき百歳体操や交流活動、健康・福祉相談を行っています。

お問い合わせ先 62-3507・62-6662

学校等への福祉学習

年少期からの福祉への理解のために、小学校・中学校・高校等で福祉学習をすすめています。また自治会や公民館などで福祉学習を行っています。

お問い合わせ先 62-3507

かさおか権利擁護センター

成年後見

契約などが出来なくなったり方々やその家族に、「成年後見制度」に関する相談の受付や、法人として成年後見人等へ就任し直接支援を行います。また、より身近な立場で支える「市民後見人」の養成や、活動支援を行っています。

日常生活自立支援事業

自分ひとりで、契約などの判断に不安をお持ちの方に
○福祉サービスの利用援助
○福祉サービスの管理サービス
○介護保険等預かりサービス
を提供し、誰もが同じように地域で安心して自立した生活を送れるよう援助する事業です。

利用者と社協との契約でサービスを提供します。

お問い合わせ先 62-5590



居宅介護支援事業

笠岡市社協指定居宅介護支援事業所

介護保険の適切なサービス利用ができるよう支援を行います。住み慣れた地域で暮らし慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援していきます。

対象地域 主に島崎部
お問い合わせ先 63-3933

訪問介護事業

かさおか社協ヘルパーステーション

要支援・要介護にある人や障がいのある方に対しホームヘルパーを派遣し、生活介助や身体介助を行います。

対象地域 主に島崎部
お問い合わせ先 63-3781



作成：社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会

事務局 笠岡市十一番町15番地（笠岡市老人福祉センター内）

電話 (0865) 62-3507

E-Mail: shakyo@kav.ne.jp

笠岡市地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として社協は笠岡市地域包括支援センターの要託を受けています。地域で暮らす高齢者の方々は、総合的に支えていくための拠点として、介護、福祉、健康などのさまざまな面の専門職の知識を活かし、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう支援を行っています。

○総合相談支援事業

高齢者やその家族から介護・福祉・健康等のさまざまな相談を受けて対応するとともに、リスクの高い高齢者宅への訪問活動により、早期に適切なサービス利用へとつなげられるように支援をします。

○権利擁護事業

高齢者が在宅において、安心して暮らせることができるように、困難ケースの対応、高齢者虐待への対応や、消費者被害の防止、成年後見制度の活用促進を行います。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

住み慣れた地域で継続して暮らせるように、介護支援専門員が実践可能な環境整備と、介護支援専門員へのサポートを通じた個別支援を行います。

○介護予防マネジメント事業

介護が必要な状態にならないように、サービス利用の計画や調整を行い、身体状況の維持や改善を目指すマネジメントを行います。

○認知症施策推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるように、キャラバンメイトの養成等や介護・医療との連携を図っています。

お問い合わせ先 62-6662

指定管理事業

笠岡市より指定管理者として、以下の3施設の管理運営をしています。

○老人福祉センター 笠岡市十一番町15 電話 62-4353

○サンライフ笠岡 笠岡市十一番町16-2 電話 63-1533

○保健センター 笠岡市十一番町1-3 電話 62-5701



笠岡市福祉ボランティア団体紹介

共に生きる力			善意の力	相互協力の力	地域で地域を支える福祉ボランティアを紹介します。一緒に活動希望の方はご連絡下さい。(社協:62-3507)
名称	笠岡手話サークル★	笠岡点字サークル★	笠岡音訳の会★	笠岡市ヘルスボランティアの会★	笠岡要約筆記サークル★
活動日	【交流会】毎月第2月曜日 【定例会】毎月第1・3・4月曜日 【役員会】随時 【時間】19:00～21:00	毎月第1・3金曜日 13:30～15:30	毎週木曜日 10:00～15:00	年事業計画により活動	第2・4火曜日 13:30～16:00
代表者	橋本 晴美	河上 鋭永	東山 和子	森岡 聡子	岡本 美代子
主な活動内容	■手話通訳者の育成 ■手話技術の向上 ■聴覚・聴覚障がい者・研究会の開催 ■他サークルとの連絡およびサークル活動などに参加 ■手話通訳、聴覚障がい者との交流	■点訳本の作成(日本文学) ■福祉教育の推進(体験学習等) ■点字の基礎 ■製本講習 ■視覚障がい者の方々と ■の交流 ■初心者養成講座(パソコン・ライトプレーヤー)	■音声訳報の製作(笠岡市広報・笠岡市議会等)・笠岡市協により ■声の宅配便製作 ■録音図書製作(CD盤) ■対面朗読会の開催 ■朗読の朗読(朗読講座・養成講座・パソコン講座)	■老人介護施設等での活動 ■自立支援サービスでの補助活動 ■機能訓練事業での補助活動 ■聴覚・聴覚講習会・研修会等の開催	■聴こえの不自由な人、その場で文字にして情報を伝える活動 ■講演会 ■学校行事 ■各種講座・集会など
コメント	この会は、手話技術を学び、聴覚障がい者と共に社会福祉の増進を図ることを目的としています。 	点訳活動を通じ、視覚障がい者の方々と交流を深め、福祉の増進につとめています。校正は視覚障がい者の協力を得て行っており、迅速なニーズへの対応を目指しています。またパソコン導入や、表記法の改正、ライトプレーヤー・プリンタの使用の研修会などを実施しています。 	視覚障がい者など、活字印刷物による読書が困難な方々を対象に、録音図書や、録音機などの朗読機を貸し出し、福祉増進を図ること、また朗読技術を学びながら会員の親睦を深めていきます。 	急速に進む高齢化社会の中で、お互い人間として、ふれあい・助け合い・励まし合い、共に生きる地域づくりに少しでも協力し、思いやりのある地域づくりの一端を担うことを目標にしています。 	「聴こえ」の不自由な方のコミュニケーションの方法として、まず思い出されるのが手話でしょう。それ以外に要約筆記(文字で伝達するもの)があります。耳から入る情報をリアルタイムで要約し、文字にして相手に伝える方法です。私たちサークルは少しでも聴覚・中途失聴者の方々の手伝いが出来るよう恩の長い活動を目指しています。 
名称	笠岡手引きの会★	笠岡送迎ボランティア★	笠岡市認知症介護ボランティアの会	聴覚・サポートかけはし	笠岡白百合の会
活動日	毎月第4土曜日 13:30～15:30	自立支援サービス実施日(火・木・金)午前・午後	毎月第3土曜日 10:00～11:30	随時	毎月第3水曜日 13:00～16:00
代表者	河田 弥生	真鍋 芳郎	中村 政子	原田 修三	木山 千浪
主な活動内容	■情報交換・コミュニケーション学習 ■通訳・ガイド実習 ■市の行事に参加する盲ろう者・視覚障がい者に対するガイドの協力	■社協『いきがいデイサービス』の送迎・介助 ■安全運転講習会 ■身障者介護講習会 ■総会・役員会・交流会 ■普通救命講習会	■認知症高齢者など、その介護者の支援活動 ■会員相互の情報交換 ■その他、目的を達成するために必要な行動	■花見 ■視察見学 ■パソコン講座 ■手話教室 ■キャンプ ■料理教室 ■クリスマス会 ■協働作業所の支援活動など	■心のケアを目的とし、病院や施設などにおいて、話し相手希望しておられる方を訪問させていただき、分かち合いの時間を過ごしています。
コメント	・盲ろう者、視覚障がい者と一緒にスポーツ、料理、芋掘り、研修旅行等を通じて、通訳ガイドの勉強をしています。 ※盲ろう者とは、視覚と聴覚両方に障害がある人です。 	あなたの手となり足となる(ドアtoドア)送迎サービスをモットーに、社会福祉協議会での生きがいデイサービスの運転と介助を行っています。 また、介護講習会や運転講習会も行い、地域の皆さんの住みよい地域づくりを目指して日々活動しています。 	認知症高齢者と家族の心の支援を通じ、精神的な負担を軽減できるように頑張っています。 	聴覚障がい児(者)みみつの会を応援するボランティア団体です。 	毎月第1水曜日午後1時～午後4時に老人福祉センターで活動しています。活動しています。心のケアを目的とし、病院や施設などで話し相手希望しておられる方を訪問し、どんなことでも安心して語り合えるひとときを共有する会です。 

★＝笠岡市福祉ボランティア連絡協議会に加盟している団体

笠岡市施設一覧表

R3.4.1現在

種別	施設名	所在地	電話	経営主体	定員	開設
特別養護老人ホーム						
	三愛園	笠岡 1080-1	63-5005	(福)サンフェニックス	120	S49.9.1
	天神荘	神島 3626-7	67-4111	(福)天神会	110	S56.9.1
	瀬戸内荘	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	30	H6.2.1
	飛鳥の里三清荘	関戸 837-1	65-0500	(福)経山会	100	H26.6.1
地域密着型介護老人福祉施設						
	小規模特別養護老人ホームみどりの丘	笠岡 5128-1	69-2010	(福)緑風会	29	H25.4.1
	特別養護老人ホーム海	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	20	H28.10.1
老人保健施設						
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	100	H2.4.1
	ナーシングホーム三愛	笠岡 1080-1	63-3101	(福)サンフェニックス	100	H2.4.2
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-6112	(福)天神会	100	H4.4.1
	くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	50	H6.4.11
	瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-0770	(医社団)清和会	70	H8.4.1
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	80	H8.10.1
介護療養型医療施設						
	きのこエスポール病院	東大戸 2908	63-0727	(医社団)きのこ会	60	H12.4.1
介護付有料老人ホーム						
	ドルフィン笠岡	入江 151-1	67-6330	(株)ドルフィンエイト	30	H18.5.1
	ドルフィン拓海	拓海町 182	66-6622	(株)ドルフィンエイト	30	H24.4.1
	Prince Court	神島 5666-1	67-4000	(福)天神会	40	H30.8.1
訪問介護・総合事業訪問介護						
	ニチケアセンター笠岡	中央町 36-1 井笠ビル3F	69-1985	(株)ニチイ学館	—	H12.4.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	—	H23.4.1
	サンキ・ウエルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	(株)サンキ・ウエルビー	—	H19.11.1
	ケアサービス笠岡	吉田 35-3	69-5123	(株)アリスジャパン	—	H13.8.15
	三愛園訪問介護事業所	笠岡 1080-1	63-5005	(福)サンフェニックス	—	H12.4.1
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 5300-6	67-5599	(福)天神会	—	H12.4.1
	飛鳥の里三清荘訪問介護事業所	関戸 837-1	65-1106	(福)経山会	—	H26.6.1
訪問看護						
	訪問看護ステーションくじば	笠岡 5099-2	62-6321	(医)緑十字会	—	H7.2.1
	訪問看護ステーション瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-7171	(医社団)清和会	—	H10.7.1
	訪問看護ステーションライフグッド	小平井 2039-2	63-8507	(株)西生会	—	R3.4.1
通所介護・総合事業通所介護						

天神荘デイサービスセンター	神島 3626-7	67-1456	(福)天神会	25	S62.3.1
瀬戸内荘デイサービスセンター	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	25	H6.4.1
小北リハビリ型デイサービス絆	甲弩 1807-4	65-2011	(株)リハビリ型デイサービス絆	30	H28.10.1
笠岡北デイサービスセンター	吉田 35-3	65-3917	(株)アリスジャパン	25	H17.5.1
国定病院デイサービスじゃんけんぼん	西大島 2701-10	69-7765	(医)萌生会国定病院	40	H15.5.1
創心会リハビリ倶楽部笠岡	生江浜 826	66-2101	(株)創心會	35	H21.5.1
デイサービス千寿館	美の浜 27-14	69-7560	(株)成和サポート	20	H26.5.1
デイサービスセンターよつばよしはま	吉浜 2455-2	66-0428	(株)よつば	92	H26.5.1
デイサービス鶴寿館	美の浜27-15	75-0272	(株)成和サポート	22	H28.10.1
デイサービスくりの木	篠坂 227 番地 1	66-2162	(株)ライフサポート増成	23	H28.10.1
デイサービス いちじく	用之江 355-1	61-4491	(株)てごや	20	H29.6.1
地域密着型通所介護・総合事業通所介護					
デイサービスセンター赤い屋根の家	吉浜 2485-5	69-6789	(有)スマイル・タム	18	H13.6.1
デイサービスにいやま	山口 3255-1	69-5055	(有)笹井ケアセンター	18	H16.12.1
夢ゆめハウス	九番町 1-22	63-6633	(NPO)おかやま多機能サポートネット	17	H16.10.1
デイサービスよつちやれ	横島 1216	67-7100	(福)かぶと会	10	H17.3.1
海社デイサービスほほえみ	北木島町 3199	68-3008	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H19.2.1
海社デイサービスすみれ	北木島町 10364-29	68-2911	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H21.1.1
海社デイサービスだんだんの家	白石島 1222	69-8388	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H21.4.1
デイサービス眞奈井	高島 4758	69-7171	(有)あいあい	10	H22.3.1
海社デイサービスうらの家	真鍋島 4006-10	68-3377	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H23.4.1
デイサービスまい夢	小平井 696-6	62-0800	(NPO)おかやま多機能サポートネット	10	H23.10.1
デイサービスえがお	神島外浦 1713	67-2977	(株)山 桜 の 郷 え が お	18	H24.7.1
笠岡リハビリ型デイサービス絆	二番町 5-13	62-6255	(株)リハビリ型 デイサービス絆	15	H24.9.1
デイサービスここあ	尾坂 655-4	65-3264	(株)ここあ	10	H25.3.1
デイサービスいこい	北木島町 13198-4	68-2520	(特非)笠岡ふるさと支援センター	10	H27.8.1
デイサービス くじば	笠岡 5120-8	63-1690	(医)緑十字会	18	H28.5.1
認知症対応型通所介護					
デイサービスももの木	篠坂 226	66-2121	(株)ライフサポート増成	12	H20.11.1
デイサービスセンター赤い屋根の家 和	大井南 25-11	66-2611	(合資)タナ・スマイル	12	R1.7.1
通所リハビリテーション					
老人保健施設くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	20	H12.4.1
介護老人保健施設瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-4774	(医社団)清和会	60	H8.2.12

	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	20	H12.4.1
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-2323	(福)天神会	40	H12.4.1
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	30	H12.4.1
短期入所生活介護(ショートステイ)						
	瀬戸内荘ショートステイ	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	16	H6.4.1
	三愛園短期入所生活介護事業所	笠岡 1080-1	63-5005	(福)サンフェニックス	10	S49.9.1
	天神荘ショートステイ	神島 3626-7	67-4111	(福)天神会	10	S56.6.17
	飛鳥の里三清荘ショートステイ	関戸 837-1	65-0500	(福)経山会	20	H26.6.1
短期入所療養介護(ショートステイ)						
	老人保健施設くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	空床利用	H12.4.1
	介護老人保健施設 瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-0770	(医)社団)清和会	空床利用	H12.4.1
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	空床利用	H12.4.1
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-6112	(福)天神会	空床利用	H12.4.1
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	空床利用	H12.4.1
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)						
	笠岡市炉端の家	吉浜 1399	66-4556	(医社団)きのこ (笠岡市指定管理者)	9	H8.5.9
	グループホーム新賀	新賀 3220-25	63-5172	(福)新生寿会	9	H12.4.1
	グループホームあんきな家	新賀 3220-8	63-5190	(医社団)きのこ会	9	H12.9.1
	グループホーム新賀Ⅱ(きのこのき)	新賀 3220-28	62-5380	(福)新生寿会	9	H13.4.1
	グループホームローゴム	東大戸 2712-3	63-0909	(医社団)きのこ会	18	H13.7.1
	グループホーム赤い屋根の家	吉浜 2485-5	69-6789	(有)スマイル・タム	18	H13.6.1
	グループホーム愛の郷笠岡	生江浜 585-1	69-6211	(NPO)エルダーサポート協会	18	H16.3.1
	グループホーム泰山木	横島 1216	67-7100	(福)かぶと会	18	H17.3.1
	グループホームみたけ	西大島 3253	69-7755	ライフサポート安心企業組合	9	H19.2.1
	グループホームあいあい	白石島 455	68-3331	(株)アメニティーサービス社	9	H20.10.1
	グループホーム桃源の家大島	西大島 4415-1	69-7680	(NPO)エルダーサポート協会	18	H22.1.1
	グループホーム菊の里	吉田 39-1	69-5588	(株)アリスジャパン	18	H23.4.1
小規模多機能型居宅介護						
	あんしん多機能ホーム	西大島 3256	67-7300	ライフサポート安心企業組合	登録 25 通い 15 宿泊 9	H25.3.15
	ささえ愛の家 ハーモニー西大戸	西大戸 810-1	61-4767	(認定 NPO)ハーモニー ネット未来	登録 25 通い 15 宿泊 9	R1.11.1
居宅介護支援事業所						
	アリスジャパン居宅介護支援事業所	吉田 35-3	69-5130	(株)アリスジャパン	—	H11.8.15

	(医)緑十字会居宅介護支援事業所くじば	笠岡 5102-15	62-5995	(医)緑十字会	—	H11.10.1
	笠岡市社協指定居宅介護支援事業所	十一番町 16-2 (サンライフ笠岡内)	62-3933	(福)笠岡市社会福祉協議会	—	H12.4.1
	笠岡第一病院いこい指定居宅介護支援事業所	横島 1944-1	67-0073	(医社団)清和会	—	H11.10.1 3
	三愛園指定居宅介護支援事業所	笠岡 1080-1	63-5422	(福)サンフェニックス	—	H11.10.1
	指定居宅介護支援事業所角田医療器株式会社	笠岡 5891-11	69-2774	(株)角田医療器	—	H12.1.1
	瀬戸内荘指定居宅介護支援事業所	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	—	H12.1.1
	創心会居宅介護センター笠岡	生江浜 826	66-0037	(株)創心會	—	H21.1.1
	天神荘指定居宅介護支援事業	神島 3626-7	67-5566	(福)天神会	—	H11.10.1
	大迫ケアプランニング事務所	神島 4388	67-3376	(株)信和トラスト	—	H24.4.1
	こころみの家	小平井 2074-1	63-0787	(株)こころみの家	—	H24.6.1
	居宅介護支援事業所もの木	篠坂 227-1	66-2126	(株)ライフサポート増成	—	H24.11.1
	飛鳥の里三清荘居宅介護支援事業所	関戸 837-1	65-1105	(福)経山会	—	H26.7.1
	きのこ老健居宅介護支援事業所	東大戸 2912-3	61-4210	(福)新生寿会	—	H28.2.1
	支援ステーションにいやま	山口 3253-1	69-5055	(株)笹井ケアセンター	—	H28.6
地域包括支援センター						
	笠岡市地域包括支援センター	十一番町 1-3	62-6662	(福)笠岡市社会福祉協議会(笠岡市委託)		H18.4.1
ケアハウス						
	ケアハウスこうのしま	神島 3626-8	67-6011	(福)天神会	90	H5.4.1
	ケアハウス三愛	笠岡 1080-1	63-4600	(福)サンフェニックス	40	H6.4.1
	サービスハウスえすぼ	東大戸 2712-4	63-0707	(福)新生寿会	30	H8.10.1
	ケアハウスやすらぎ	笠岡 5102-1	69-2800	(福)緑風会	30	H10.8.17
住宅型有料老人ホーム						
	美の浜コート	美の浜 2-8	67-0290	(医社団)清和会	11	H24.4.1
	青松楼	十一番町 11-7	63-7060	(福)サンフェニックス	55	H26.11.1
	Prince Court	神島 5666-1	67-4000	(福)天神会	30	H30.8.1
老人福祉センター						
	笠岡市老人福祉センター	十一番町 15	62-3507	(福)笠岡市社会福祉協議会 (笠岡市指定管理者)	A型	S58.5.9
保健センター						
	笠岡市保健センター	十一番町 1-3	62-5701	(福)笠岡市社会福祉協議会 (笠岡市指定管理者)		H4.4.1
全天候型ゲートボール場						

	ゲンキかさおか広場	十一番町 15	62-4353	(福)笠岡市社会福祉協議会 (笠岡市指定管理者)		H5.11.7
養護老人ホーム						
	敬愛園	神島外浦 1-1	67-1767	岡山県西部地区養護老人ホーム組合	60	S26.1.17
認知症介護研修センター						
	笠岡市認知症介護研修センター	吉浜 1399	69-6333	(福)新生寿会 笠岡市		H14.4.1
ボランティア集会所						
	ボランティアハウス	十一番町 14-3		笠岡市福祉ボランティアハウス連絡協議会 (笠岡市指定管理者)		H3.5.7
社会福祉協議会						
	笠岡市社会福祉協議会	十一番町 15	62-3507	(福)笠岡市社会福祉協議会		S41.4.1
児童養護施設						
	悲眼院	走出 1303	65-0118	個人	70	S25.10.1
救護施設						
	恵風荘	用之江 429-1	66-0751	笠岡市	50	S36.7.27
居宅介護						
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 3626-7	67-5599	(福)天神会	-	H18.10.1
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 36-1 トピア笠岡駅前ビル 3 階	69-1985	(株)ニチイ学館	-	H18.10.1
	サンキ・ウエルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウエルビー(株)	-	H20.10.1
	ケアサービス笠岡	吉田字山中 35 番 3 号	69-5123	(株)アリスジャパン	-	H21.7.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	-	H23.4.1
	すまいるパートナーズ	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるねっとわーく	-	H24.4.1
重度訪問介護						
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 3626-7	67-5599	(福)天神会	-	H18.10.1
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 36-1 トピア笠岡駅前ビル 3 階	69-1985	(株)ニチイ学館	-	H18.10.1
	サンキ・ウエルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウエルビー(株)	-	H20.10.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	-	H23.4.1
	すまいるパートナーズ	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるねっとわーく	-	H24.4.1
同行援護						
	サンキ・ウエルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウエルビー(株)	-	H20.10.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	-	H23.4.1

短期入所						
障害者支援施設 こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	8	H4.4.1	
短期入所事業所笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	4	H21.9.1	
日中サービス支援型 指定共同生活援助 笠岡学園 (緊急時受入・対応)	吉浜 2424-1	66-4141	(福)笠岡市社会福祉事業会	2	R2.4.1	
ときわ短期入所事業所	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	2	H22.4.1	
生活介護事業所						
障害者支援施設こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	80	H18.4.1	
障害者支援施設 笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	50	H21.4.1	
わかば	押撫花屋 504	69-6162	(福)敬業会	20	H22.4.1	
ときわ	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	40	H22.4.1	
ときわ通園センター	有田 1778	66-2080	(福)敬業会	6	H22.4.1	
重度障害支援センターすまいるハウス	神島 4959	69-7776	(NPO)すまいるネットワーク	5	H25.3.1	
生活介護事業所 三洋	中央町 20-4	62-3040	(NPO)笠岡を元気にする会	20	R2.4.1	
就労移行支援						
多機能型事業所 かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	6	H21.4.1	
シエル	用之江 810-1	61-4351	(一社)アンマー	6	H30.11.1	
多機能型事業所 HappyComeCome	中央町 19-10	070-8338-4425	(一社)未来幸路	6	R2.12.1	
就労継続支援(A型)						
就労継続支援A型事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ	20	H23.12.1	
ヴィレッジ興産	新賀 1008-3	65-1056	(福)敬業会	10	H24.4.1	
ワンズゴール	笠岡 2481-6	60-0777	(株)ワンズゴール	20	H24.5.1	
リンクスライヴ笠岡	十一番町 11-54	63-1800	(株)リンクスライヴ	19	H29.8.1	
就労継続支援(B型)						
手むすびルーム	十一番町 13-9	62-2216	(福)手むすびルーム	20	H18.10.1	
多機能型事業所 かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	34	H21.4.1	
すみれ事業所	笠岡 2685	62-4363	(NPO)すみれ会	20	H23.1.1	
ヴィレッジ興産	新賀 1008-3	65-1056	(福)敬業会	15	H24.4.1	
未来への絆	大井南 43-3	63-1817	(NPO)未来への絆	20	H28.9.1	
就労継続支援 B 型 Apple	神島 3628-16	67-5515	(福)天神会	20	H29.5.1	
シエル	用之江 810-1	61-4351	(一社)アンマー	20	H29.7.1	
パンジー	笠岡 2662	62-6396	(NPO)すみれ会	20	H30.4.1	
多機能型事業所 HappyComeCome	神島 4140-1	070-8338-4425	(一社)未来幸路	14	R2.12.1	
就労継続支援 B 型作業所小松 (さとみ)	中央町 33-1	61-4221	(NPO)笠岡を元気にする会	20	H30.10.1	

就労定着支援						
	就労定着支援事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ		H30.4.1
	多機能型事業所 かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会		R1.6.1
施設入所支援						
	ときわ	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	40	H22.4.1
	障害者支援施設 笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	40	H21.4.1
	障害者支援施設 こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	80	H18.10.1
共同生活援助(グループホーム)						
	共同生活援助事業所笠岡学園	金浦 736-5 (全 4 力所)	66-0899	(福)笠岡市社会福祉事業会	17	H18.10.1
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 笠岡学園	吉浜 2424-1	66-4141	(福)笠岡市社会福祉事業会	18	R2.4.1
	ときわ共同生活支援事業所	有田 1778 (全 4 力所)	66-3605	(福)敬業会	32	H18.10.1
	グループホームかがやき(第1棟)	生江浜 831	66-2188	(NPO)チームクローバー	5	H23.7.1
	グループホームかがやき(第2棟)	園井 294-3	69-0575	(NPO)チームクローバー	6	H26.10.1
計画相談支援(特定)						
	かさおか発達・生活サポートセンター	金浦 736-5	66-0899	(福)笠岡市社会福祉事業会	-	H24.4.1
	ときわ相談支援事業所	押撫 504	69-6162	(福)敬業会	-	H26.1.1
	こうのしま荘障害者相談支援センター	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	-	H26.4.1
	特定相談支援事業所すみれ	笠岡 2685	62-5019	(NPO)すみれ会	-	H26.8.1
	特定相談支援事業所催花雨	三番町 5-14	60-0255	(有)幾望	-	H30.1.1
	のぞみ計画相談支援事業所	十一番町 1-9	63-8970	(NPO)のぞみ	-	R2.3.1
	計画相談支援事業所 山陽	笠岡 2503	090-2805-1122	(合)山陽	-	R2.8.1
児童発達支援						
	子ども療育センター笠岡学園	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	30	S34.7.15
	発達支援センターかさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	10	H18.10.1
	重度障害支援センターすまいるハウス	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるネットワーク	5	H25.3.1
	こどもサポート教室「きらり」笠岡校	中央町 8-15	63-9555	(株)クラ・ゼミ	10	H30.9.1
	児童発達支援事業所すみよしキッズ	笠岡 2461-1	61-4661	(NPO)笠岡を元気にする会	10	R2.9.1
保育所等訪問支援						
	子ども療育センター笠岡学園	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	-	S34.7.15
放課後等デイサービス						
	発達支援センターかさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	10	H24.4.1

	夢門塾ゆうゆう笠岡（１組・２組）	西大島新田 161-1	60-0622	介護福祉サービス(株)	20	H29.3.1
	おひさま 笠岡事業所	美の浜 26-29	63-8025	(株)HUGHUG	10	H30.6.1
	こどもサポート教室「きらり」 笠岡校	中央町 8-15	63-9555	(株)クラ・ゼミ	10	H30.9.1
計画相談支援(障がい児)						
	かさおか 発達・生活サポートセン ター	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事 業会		H24.4.1
	特定相談支援事業所催花雨	三番町 5-14	60-0255	(有)幾望		H30.1.1
	のぞみ計画相談支援事業所	十一番町 1-9	63-8970	特定非営利活動法人 のぞみ	-	R2.3.1
地域活動支援センターⅠ型						
	かさおか地域活動支援センター すみれ会	笠岡 2685	62-5024	(NPO)すみれ会 (笠岡市委託)	50	H18.10.1
地域活動支援センターⅡ型						
	こうのしま荘地域活動支援センタ ー	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会 (笠岡市委 託)	15	H18.10.1
地域活動支援センターⅢ型						
	味のつどい	中央町 19-1	63-6541	(NPO)チームクローバ ー (笠岡市委託)	10	H22.4.1
障がい者集いの場						
	障がい者集いの場 ばぁー	中央町 11-3	61-4324	笠岡市	10	H29.4.1
精神障がい者ピアサロン						
	ピアサロン	笠岡 2108	63-6541	(NPO)チームクローバ ー (笠岡市委託)	5	R1.8.1
権利擁護センター						
	かさおか権利擁護センター	十一番町 15	62-5590	(福)笠岡市社会福祉協 議会		H23.4.1
シルバー人材センター						
	笠岡市シルバー人材センター	十一番町 15	62-2100	(社)笠岡市シルバー人 材センター		H2.4.1
特別支援学校						
	県立西備支援学校	東大戸 5075-1	63-1603	岡山県		S56.1.1

(認定 NPO)ハーモニーネット未来	笠岡 5909	63-4955
(NPO)すみれ会	笠岡 2685	62-5024
(NPO)チームクローバー	中央町 19-1	63-6541
(NPO)ホリスティックライフ岡山	白石島 457-2	68-3044
(NPO)楽チンライフ	神島 1995	086-243-9719
(NPO)すまいるネットワーク	神島 4959	69-7776
(NPO)笠岡を元気にする会	四番町 3-20	63-0911
わかば園	横島 1733-1	67-7033
笠岡地区保護司会	笠岡 6002	62-3978
愛育委員協議会	中央町 1-1	69-2101
栄養委員協議会	中央町 1-1	69-2101
民生委員児童委員協議会	中央町 1-1	69-2133
笠岡市手をつなぐ親の会	生江浜 605-6	66-5054
笠岡市愛の善意銀行	十一番町 15	62-4804
笠岡市介護者の会	十一番町 15	62-3507
笠岡市認知症高齢者介護ボランティアの会	笠岡 3640-13	63-5418
笠岡市遺族連合会	園井 1855	63-2202
肢体不自由児父母の会	中央町 15-6	62-2419
エンパワメント MOMO	大井南 60-6	62-3426

笠岡市統計資料

福祉施設

令和3年4月1日現在

施設区分	施設数	定員
特別養護老人ホーム	4	360
地域密着型介護老人福祉施設	2	49
老人保健施設	6	500
介護療養型医療施設	1	60
介護付有料老人ホーム	3	100
訪問介護事業所	7	
訪問看護ステーション	3	
通所介護(デイサービスセンター)	26	551
認知症対応型通所介護	2	24
通所リハビリテーション	5	170
短期入所生活介護	4	56
短期入所療養介護	5	
認知症グループホーム	12	162
小規模多機能型居宅介護	2	50
居宅介護支援事業所	15	
地域包括支援センター	1	
ケアハウス	4	190
住宅型有料老人ホーム	3	96
老人福祉センター	1	
保健センター	1	
全天候型ゲートボール場	1	
養護老人ホーム	1	60
認知症介護研修センター	1	
ボランティア集会所	1	
笠岡市社会福祉協議会	1	
児童養護施設	1	70

施設区分	施設数	定員
救護施設	1	50
居宅介護	6	
重度訪問介護	5	
同行援護	2	
行動援護	4	16
短期入所	7	221
生活介護事業所	2	12
就労移行支援	3	18
就労継続支援(A 型)	4	69
就労継続支援(B 型)	9	183
就労定着支援	2	
施設入所支援	3	160
共同生活援助(グループホーム)	5	78
計画相談支援(特定)	7	
児童発達支援センター	1	30
児童発達支援事業所	4	35
放課後等デイサービス	4	50
計画相談支援(障がい児)	3	
地域活動支援センターⅠ型(精神)	1	50
地域活動支援センターⅡ型(身障)	1	15
地域活動支援センターⅢ型(知的・精神)	1	10
障がい者集いの場	1	10
権利擁護センター	1	
シルバー人材センター	1	
県立西備支援学校	1	

障がい者・高齢者関係

各年度 4 月 1 日現在(県・全国の総人口比は 2 年度の 10 月 1 日現在)

項 目		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
笠岡市の人口	総人口 (人)	51,627	50,897	49,996	49,268	48,407	47,613	46,886
	うち男 (人)	24,680	24,386	23,918	23,555	23,203	22,842	22,512
	うち女 (人)	26,497	26,511	26,078	25,713	25,204	24,771	24,374
	世帯数 (世帯)	22,580	22,549	22,435	22,400	22,252	22,174	22,135
老 齢 人 口 (65 歳以上)	老 齢 人 口 (人)	17,181	17,364	17,375	17,386	17,335	17,306	17,301
	うち男 (人)	7,197	7,301	7,361	7,355	7,398	7,414	7,231
	うち女 (人)	9,984	10,063	10,014	10,031	9,937	9,892	10,070
	市・総人口比 (%)	33.3	34.1	34.8	35.3	35.8	36.3	36.9
	県・総人口比 (%)	28.0	28.7	29.2	29.6	30.0	30.2	30.5
	全国・総人口比 (%)	26.0	26.7	27.3	27.7	28.1	28.6	29.0
老 齢 人 口 (60 歳以上)	老 齢 人 口 (人)	21,017	21,042	20,906	20,836	20,748	20,652	20,574
	市・総人口比 (%)	40.7	41.3	41.8	42.3	42.9	43.4	43.9
老人クラブ	クラブ数 (クラブ)	89	85	78	78	77	74	70
	人数 (人)	4,632	4,392	4,005	3,883	3,662	3,365	3,194
身体障がい者数 (人)		2,262	2,263	2,227	2,146	2,027	2,008	1,963
知的障がい者数	知的障がい者数 (人)	394	407	407	455	461	474	475
	うち障がい者 (人)	303	326	326	365	376	389	400
	うち障がい児 (人)	91	81	81	90	86	85	75
	うち手帳A (人)	132	133	133	151	150	151	151
	うち手帳B (人)	262	274	274	304	311	323	324
精神障がい者数 (人)		237	253	275	333	362	367	380

要介護認定状況 各年 3 月 31 日現在(高齢者人口は各年 4 月 1 日現在)

(単位 人)

年	高齢者人口	介護認定者数	支援 1	支援 2	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
H 29	17,408	3,544	346	944	502	589	427	423	313
H 30	17,386	3,547	385	913	492	608	403	447	299
H 31	17,335	3,568	433	942	550	606	404	360	273
R2	17,306	3,629	466	927	569	576	433	388	270
R3	17,301	3,631	468	934	587	570	421	394	257

住 民 登 録 人 口

令和3年4月1日現在

地区名	世帯	男	女	計	地区名	世帯	男	女	計
富岡	1,184	1,134	1,182	2,316	春日台	241	217	243	460
中央町	406	367	440	807	大井南	1,065	1,329	1,363	2,692
大磯	176	164	180	344	小平井	470	521	505	1,026
伏越	208	181	204	385	東大戸	354	384	401	785
宮地	161	131	163	294	西大戸	108	126	131	257
浜田	133	133	157	290	大井	2,238	2,577	2,643	5,220
仁王堂	4	1	4	5	吉田	770	814	862	1,676
本町	59	40	66	106	関戸	280	273	300	573
住吉	117	106	103	209	尾坂	149	161	164	325
西本町東	368	394	410	804	吉田	1,199	1,248	1,326	2,574
西本町西	186	138	178	316	新賀	292	264	304	568
正寿場	88	68	83	151	山口	428	457	489	946
川辺屋南	132	123	133	256	新山	720	721	793	1,514
川辺屋北	542	577	585	1,162	みの越	4	4	0	4
追分	182	199	196	395	みの越	4	4	0	4
殿川北	335	286	335	621	大島中	562	564	600	1,164
殿川南	19	22	18	40	西大島	810	870	962	1,832
笠岡	4,300	4,064	4,437	8,501	西大島新田	454	531	576	1,107
一番町	235	191	248	439	大島	1,826	1,965	2,138	4,103
二番町	106	92	95	187	横島	432	503	526	1,029
三番町	103	95	107	202	入江	497	530	591	1,121
四番町	69	69	73	142	横江	929	1,033	1,117	2,150
五番町	206	196	164	360	新横島	264	297	316	613
六番町	15	13	13	26	新横島	264	297	316	613
七番町	100	94	119	213	美の浜	999	1,095	1,165	2,260
九番町	49	54	62	116	美の浜	999	1,095	1,165	2,260
十一番町	248	254	271	525	神島	872	852	1,005	1,857
緑町	155	145	140	285	神島内	872	852	1,005	1,857
番町	1,286	1,203	1,292	2,495	神島外浦	303	258	279	537
旭が丘	400	390	448	838	高島	47	37	38	75
金浦	568	558	556	1,114	飛島	61	37	49	86
吉浜	479	497	537	1,034	神島外	411	332	366	698
生江浜	562	599	644	1,243	走出	485	488	542	1,030
大河	102	97	115	212	甲弩	424	427	479	906
相生	87	83	106	189	北川	909	915	1,021	1,936
金浦	2,198	2,224	2,406	4,630	白石島	276	188	234	422
園井	267	259	305	564	白石島	276	188	234	422
今立	269	250	320	570	大浦	192	123	155	278
馬飼	102	119	120	239	楠	19	10	19	29
広浜	97	95	100	195	豊浦	84	54	67	121
絵師	247	325	341	666	金風呂	163	112	142	254
今井	982	1,048	1,186	2,234	北木島	458	299	383	682
城見台	394	455	477	932	真鍋島	113	81	97	178
城西平	28	31	19	50	六島	34	29	23	52
大宜	331	348	384	732	真鍋	147	110	120	230
用之江	326	360	399	759	港町	7	7	0	7
茂平	348	391	370	761	カブト東町	15	6	15	21
城見	1,427	1,585	1,649	3,234	カブト中央町	29	12	20	32
有田	235	254	252	506	拓海町	60	95	74	169
押撫	86	106	123	229	干拓地	111	120	109	229
篠坂	145	150	169	319					
入田	113	122	124	246					
陶山	579	632	668	1,300	総合計	22,135	22,512	24,374	46,886

年 齡 別 人 口 推 移

令和3年4月1日現在

	男						女						合計					
	H30.10.1	H31.4.1	R1.10.1	R2.4.1	R2.10.1	R3.4.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.10.1	R2.4.1	R2.10.1	R3.4.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.10.1	R2.4.1	R2.10.1	R3.4.1
0～4 歳	716	691	659	647	642	626	714	685	613	622	602	586	1,430	1,376	1,272	1,269	1,244	1,212
5～9 歳	894	891	896	860	855	819	874	882	873	833	825	787	1,768	1,773	1,769	1,693	1,680	1,606
10～14 歳	981	966	941	946	926	920	908	894	877	901	890	898	1,889	1,860	1,818	1,847	1,816	1,818
15～19 歳	1,106	1,064	1,062	1,053	1,028	1,001	1,066	1,039	1,018	989	966	945	2,172	2,103	2,080	2,042	1,994	1,946
20～24 歳	1,145	1,123	1,139	1,112	1,120	1,111	1,053	1,037	1,029	1,002	991	958	2,198	2,160	2,168	2,114	2,111	2,069
25～29 歳	1,017	1,011	988	988	983	973	972	947	948	945	940	928	1,989	1,958	1,936	1,933	1,923	1,901
30～34 歳	1,118	1,085	1,078	1,077	1,052	1,025	1,020	972	948	931	919	912	2,138	2,057	2,026	2,008	1,971	1,937
35～39 歳	1,245	1,244	1,225	1,159	1,153	1,157	1,115	1,110	1,095	1,076	1,078	1,048	2,360	2,354	2,320	2,235	2,231	2,205
40～44 歳	1,439	1,382	1,337	1,328	1,272	1,214	1,343	1,314	1,238	1,172	1,133	1,099	2,782	2,696	2,575	2,500	2,405	2,313
45～49 歳	1,577	1,611	1,613	1,605	1,612	1,617	1,628	1,639	1,644	1,647	1,606	1,571	3,205	3,250	3,257	3,252	3,218	3,188
50～54 歳	1,503	1,488	1,487	1,453	1,469	1,474	1,548	1,526	1,513	1,518	1,542	1,563	3,051	3,014	3,000	2,971	3,011	3,037
55～59 歳	1,554	1,530	1,544	1,560	1,572	1,555	1,588	1,571	1,558	1,537	1,535	1,525	3,142	3,101	3,102	3,097	3,107	3,080
60～64 歳	1,722	1,719	1,660	1,640	1,613	1,587	1,676	1,694	1,709	1,706	1,719	1,686	3,398	3,413	3,369	3,346	3,332	3,273
65～69 歳	2,071	1,958	1,923	1,848	1,815	1,793	2,078	1,973	1,904	1,845	1,790	1,752	4,149	3,931	3,827	3,693	3,605	3,545
70～74 歳	1,705	1,798	1,843	1,921	1,978	2,038	1,974	2,035	2,054	2,112	2,146	2,225	3,679	3,833	3,897	4,033	4,124	4,263
75～79 歳	1,395	1,440	1,469	1,460	1,450	1,387	1,782	1,793	1,831	1,833	1,829	1,760	3,177	3,233	3,300	3,293	3,279	3,147
80～84 歳	1,125	1,093	1,080	1,066	1,041	1,037	1,618	1,583	1,575	1,520	1,510	1,535	2,743	2,676	2,655	2,586	2,551	2,572
85～89 歳	728	741	734	727	747	784	1,405	1,383	1,359	1,380	1,395	1,368	2,133	2,124	2,093	2,107	2,142	2,152
90～94 歳	290	300	299	325	326	322	815	820	854	834	823	826	1,105	1,120	1,153	1,159	1,149	1,148
95～99 歳	54	59	57	60	56	65	282	288	280	299	309	327	336	347	337	359	365	392
100歳以上	9	9	8	7	8	7	57	62	56	69	71	75	66	71	64	76	79	82
合計	23,394	23,203	23,042	22,842	22,718	22,512	25,516	25,247	24,976	24,771	24,619	24,374	48,910	48,450	48,018	47,613	47,337	46,886

行政区・年齢別人口集計一覧表

令和3年4月1日現在

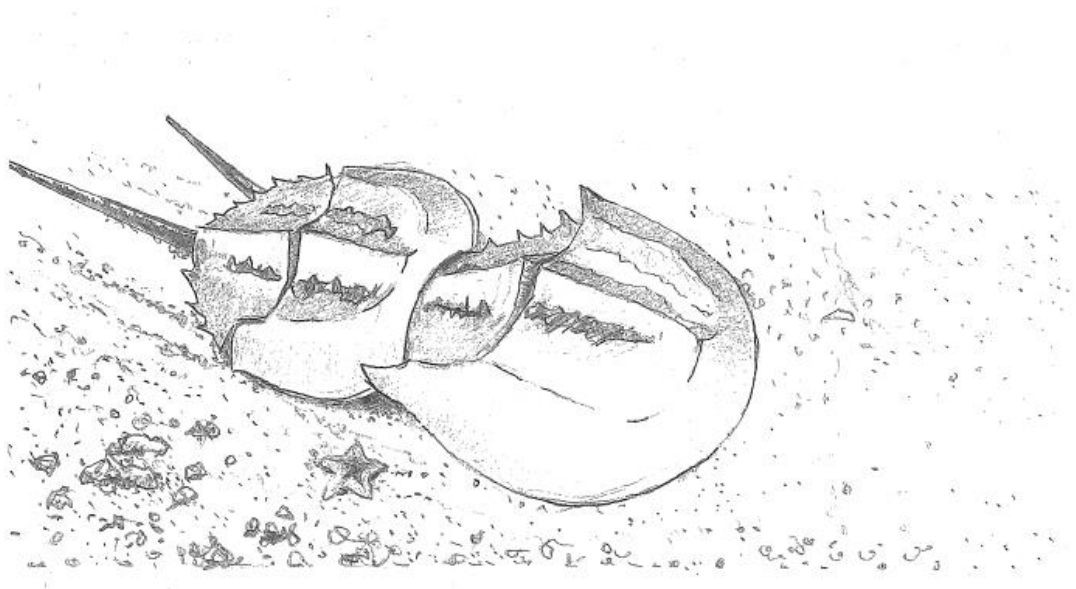
No.1

地 区	笠岡		番町		金浦		今井		城見		陶山		大井		吉田		新山		みの越		北川		大島		横江	
世帯数	4,300		1,286		2,198		982		1,427		579		2,238		1,199		720		4		909		1,826		929	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
0～4 歳	141	130	25	41	59	59	26	30	51	35	11	4	63	49	22	18	13	12	0	0	21	11	53	59	37	45
5～9 歳	162	151	32	48	76	83	39	45	48	54	16	13	77	64	41	39	21	24	0	0	33	30	90	84	61	45
10～14 歳	161	139	42	52	99	80	46	43	59	71	25	15	91	101	45	46	28	25	0	0	46	39	78	96	58	61
15～19 歳	154	124	66	53	96	81	46	65	67	63	30	30	116	118	54	62	38	24	0	0	36	49	83	72	71	65
20～24 歳	181	146	72	44	114	88	55	45	75	55	24	35	143	110	67	58	28	35	4	0	37	47	91	70	58	39
25～29 歳	189	191	66	64	89	72	41	26	63	67	29	14	135	125	42	40	25	17	0	0	30	38	74	66	50	49
30～34 歳	218	192	65	54	67	84	36	43	74	62	20	23	132	95	61	56	16	19	0	0	35	29	104	73	55	58
35～39 歳	217	200	57	46	116	114	62	48	84	80	29	22	127	101	59	49	35	30	0	0	38	35	106	103	59	60
40～44 歳	246	207	66	57	121	123	62	58	92	81	29	21	99	114	66	56	40	25	0	0	58	53	118	114	58	51
45～49 歳	306	276	91	98	158	157	87	90	100	98	49	42	165	165	96	98	40	46	0	0	60	48	152	151	85	80
50～54 歳	255	257	93	90	158	145	72	74	90	93	37	46	194	228	87	105	54	53	0	0	60	51	127	131	56	79
55～59 歳	284	272	102	90	151	155	60	59	100	108	41	49	254	241	80	75	50	55	0	0	48	55	144	125	72	62
60～64 歳	245	282	86	80	151	156	62	77	119	140	41	33	265	280	87	76	59	53	0	0	65	75	119	134	58	57
65～69 歳	317	299	68	75	168	174	73	79	164	174	56	62	227	177	102	105	66	72	0	0	75	86	133	150	52	70
70～74 歳	334	400	84	86	199	230	124	142	181	147	66	72	177	195	134	134	79	66	0	0	97	101	184	198	78	83
75～79 歳	244	327	64	101	174	196	70	79	90	123	48	45	122	183	81	102	52	64	0	0	72	81	109	129	54	63
80～84 歳	180	331	65	96	110	158	42	54	65	91	37	52	94	118	69	78	42	64	0	0	44	68	83	138	27	50
85～89 歳	145	275	36	74	76	151	25	63	47	52	28	50	65	90	38	61	23	56	0	0	40	71	84	122	31	49
90～94 歳	70	164	22	34	34	63	16	47	13	33	12	22	23	65	16	48	10	38	0	0	14	38	27	74	13	40
95～99 歳	13	60	1	8	7	29	3	14	3	20	4	15	6	21	1	15	2	10	0	0	6	9	6	45	0	10
100歳～	2	14	0	1	1	8	1	5	0	2	0	3	2	3	0	5	0	5	0	0	0	7	0	4	0	1
合計	4,064	4,437	1,203	1,292	2,224	2,406	1,048	1,186	1,585	1,649	632	668	2,577	2,643	1,248	1,326	721	793	4	0	915	1,021	1,965	2,138	1,033	1,117
	8,501		2,495		4,630		2,234		3,234		1,300		5,220		2,574		1,514		4		1,936		4,103		2,150	
15歳未満	884		240		456		229		318		84		445		211		123		0		180		460		307	
年少人口率	10.4%		9.6%		9.8%		10.3%		9.8%		6.5%		8.5%		8.2%		8.1%		0.0%		9.3%		11.2%		14.3%	
15歳～64歳	4,442		1,440		2,396		1,168		1,711		644		3,207		1,374		742		4		947		2,157		1,222	
生産年齢人口率	52.3%		57.7%		51.7%		52.3%		52.9%		49.5%		61.4%		53.4%		49.0%		100.0%		48.9%		52.6%		56.8%	
65歳以上	3,175		815		1,778		837		1,205		572		1,568		989		649		0		809		1,486		621	
高齢化率	37.3%		32.7%		38.4%		37.5%		37.3%		44.0%		30.0%		38.4%		42.9%		0.0%		41.8%		36.2%		28.9%	

令和3年4月1日現在

No.2

地 区	新横島		美の浜		神内		神外		高島		飛島		白石島		北木島		真鍋島		六島		干拓地		合計					
世帯数	264		999		872		303		47		61		276		458		113		34		111		22,135					
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
0～4 歳	11	8	57	53	23	22	3	3	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	8	4	626	586	1,212			
5～9 歳	7	17	54	44	40	26	8	10	0	0	0	0	1	3	3	1	0	0	1	0	9	6	819	787	1,606			
10～14 歳	13	14	58	56	45	36	8	9	1	1	0	0	1	1	0	3	3	2	1	2	12	6	920	898	1,818			
15～19 歳	11	10	67	52	42	55	6	1	1	1	0	0	4	6	3	2	1	4	1	0	8	8	1,001	945	1,946			
20～24 歳	8	9	83	122	43	32	8	8	0	0	0	0	4	3	3	3	2	0	0	0	11	9	1,111	958	2,069			
25～29 歳	14	7	80	81	20	52	6	1	1	0	0	1	4	1	4	4	2	0	0	0	9	12	973	928	1,901			
30～34 歳	11	4	79	58	29	36	7	6	1	0	0	0	7	4	2	3	1	1	0	0	5	12	1,025	912	1,937			
35～39 歳	20	8	67	69	43	48	12	15	2	0	1	0	4	3	5	3	2	0	1	0	11	14	1,157	1,048	2,205			
40～44 歳	18	19	59	56	44	39	12	7	1	1	1	1	2	2	8	2	1	0	1	1	12	11	1,214	1,099	2,313			
45～49 歳	33	19	94	96	62	73	16	10	2	3	0	1	2	7	5	4	1	1	1	2	12	6	1,617	1,571	3,188			
50～54 歳	14	27	73	90	52	47	11	9	3	0	3	1	8	8	18	18	3	6	1	1	5	4	1,474	1,563	3,037			
55～59 歳	18	17	67	63	31	54	11	11	0	0	1	1	6	9	23	19	5	2	2	1	5	2	1,555	1,525	3,080			
60～64 歳	10	13	64	79	74	72	20	23	2	7	3	2	23	19	22	18	8	5	2	2	2	3	1,587	1,686	3,273			
65～69 歳	17	20	71	56	70	66	32	26	4	1	4	1	25	18	46	28	13	8	7	1	3	4	1,793	1,752	3,545			
70～74 歳	27	53	59	83	86	96	28	28	7	3	7	6	21	32	46	58	12	8	6	4	2	0	2,038	2,225	4,263			
75～79 歳	32	38	24	40	60	62	18	23	2	4	4	10	23	23	38	56	3	6	2	2	1	3	1,387	1,760	3,147			
80～84 歳	20	19	22	21	36	53	22	27	4	5	5	7	16	20	43	64	5	18	2	1	4	2	1,037	1,535	2,572			
85～89 歳	11	9	14	24	34	59	18	33	4	7	5	10	23	39	20	55	16	16	0	2	1	0	784	1,368	2,152			
90～94 歳	2	5	2	18	14	43	12	22	2	4	2	4	10	22	6	25	2	12	0	3	0	2	322	826	1,148			
95～99 歳	0	0	1	4	4	29	0	4	0	1	1	2	2	9	3	13	1	7	1	1	0	1	65	327	392			
100歳～	0	0	0	0	0	5	0	3	0	0	0	2	1	3	0	3	0	1	0	0	0	0	7	75	82			
合計	297	316	1,095	1,165	852	1,005	258	279	37	38	37	49	188	234	299	383	81	97	29	23	120	109	22,512	24,374				
	613		2,260		1,857		537		75		86		422		682		178		52		229		46,886					
15歳未満	70		322		192		41		2		0		9		9		5		4		45		4,636					
年少人口率	11.4%		14.2%		10.3%		7.6%		2.7%		0.0%		2.1%		1.3%		2.8%		7.7%		19.7%		9.9%					
15歳～64歳	290		1,499		948		200		25		16		126		169		45		16		161		24,949					
生産年齢人口率	47.3%		66.3%		51.1%		37.2%		33.3%		18.6%		29.9%		24.8%		25.3%		30.8%		70.3%		53.2%					
65歳以上	253		439		717		296		48		70		287		504		128		32		23		17,301					
高齢化率	41.3%		19.4%		38.6%		55.1%		64.0%		81.4%		68.0%		73.9%		71.9%		61.5%		10.0%		36.9%					



絵／柳本一重

令和3年8月27日 笠岡市社会福祉協議会 発行